

で、一体、税務署を設置することがいいのか、それとも将来は、それら納税者の便益をはかるために、その地域の中心地に新たに税務署を設置しようと考えているのか、この点。

それからもう一つは、税務署ができればもちろん署長さんができる、その下には課長さんができる。現在人員で管理職がふえていけば実情に沿わない、いわゆる実際に働く人の員数というのが管理職に食われるために、むしろ実際に働く人の員数が少なくなるのじゃないか。これに対する適切な増員措置が行なわれているかどうか。これらの問題について、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。答弁いかんによつては、その次、その次の質問をいたしたいと思ひますので、ひとつ明快にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) 御質問のまず第一点でございますが、東京局の定員は一万二千二百三十八人、これは今年の三月一日現在の数字でございます。一万二千二百三十八人。現在員が一万一千三百二十一人、したがいまし欠員が九百十七人でございます。そこでこの欠員に対して、どういう対策を持っているかということでございますが、御承知のように四月になりますと、一年間、税務講習所の研修を受けてきました新人が入つてまいります。現にきょうは各地の局で採用いたしましたので、その中の税務講習所で、研修を受けた人たちが東京にまいりまして、きょう式をあげている次第でございます。四月一日には全部埋まる予定でございます。

それから第二の、墨田の税務署を二つに分割しても、庁舎が同じところだからという御質問でございますが、これにつきましましては、現在、墨田税務署の人員は三百三十七人でございます。税務署の単位としてはあまりにも大き過ぎる、したがって、これを事務の管理なり、あるいは人事の管理なりをいたします場合に、やはり百五十人ないし二百人程度の規模のものが適当であるという考慮から分割をいたしたいと思ひます。また、納税者に対する便益ということからみましますと、向島、本所両方に庁舎を持つということが望ましいのでございますが、なかなか最近のこの地区における土地を入手するということが困難でございます。まして、当初、庁舎を二つ持つという計画で進んでおりましたけれども、どうしてもその土地の入手ができないというところで、今回はやむを得ず墨田税務署の中に二つの税務署を置いて、人事なり事務の管理を確実にやる、こういうことにいたしましたわけでございます。

それから、将来の問題といたしまして、もちろん各管轄地域の中央に税務署がある、したがって、各納税者の方々と税務署までの距離ができるだけ開かないということがサービス上は必要でございます。しかしながら、東京、名古屋、大阪というような大都市におきましては、さきさき申し上げました土地の関係、あるいは非常に狭い地域に多数の法人なり個人の納税者の方が密集しておられますような地域におきましては、やはりどうしてもその中心地におのおの居をかまえるということができない場合が多いのでございまして、われわれとしては、もちろん納税者の便益ということをも第一に考えなければならぬが、そういういろいろな事情から、やむを得ず、中心地に置けないというような場合があることを御了承いただきたいと思ひます。

それから第三の、管理職がふえることによつて一般の役付以外の職員を圧迫する、それに対して増員の手当てをしているかどうかというお話でございます。これは、なるほど若干管理職はふえますけれども、しかし、御承知のように、最近、地方の税務署は比較的閑散になつてくるのに反比例いたしまして、大都市に納税者なり、あるいは課税対象が集中をいたしておりますので、やはり地方の人員を引き揚げてこれらの密集地帯に持つてこざるを得ない。そうしますと、勢い税務署の数も多くなりまして、多くなりまして、やはり先ほど申し上げましたように、管理職もそれだけ事務なり人事の管理をいたします必要上ふえざるを得ない、こういうことでございまして、しかしながら、これによつて一般の人を圧迫するかどうかという点になりますと、たとえば、今度地方の署を三署廃止をいたします。そういう方法によつて、できるだけ管理職をふやさないように心がけてまいるつもりでございます。

○柴谷要君 長官が私に説明をいたしましたのは、定員が一万二千二百三十八人、現在員が一万一千三百二十一人で、欠員は九百十七名、これは税務講習を受けた者で穴埋めができます。いまこいう御答弁でありましたが、しかり、東京に税務講習を受けた人の割り当てを今回何人やられたか。私の手元に入つております内容は六百数十人、少なくとも三百人くらいは欠員が残っているはずで、九百十七人の割り当てをしておりません。これはあなただの答弁は間違ひ。これはもう三百人近くの欠員がある。一体、東京国税局の実態を見ると、年間を通じましてという四百人ぐらゐ、やめられたり、他職へ行つたりして四百人ぐらゐの欠員が出ています。それが累積されて今日千人近い欠員がある。それを六百何名か埋めたつて、なお三百人の欠員が出ますよ。これは一年たちますと、また四、五百人やめられるので、依然として、八、九百人の欠員の状態で東京国税局の徴税事務がやられる、そういう状態の中で税務署ができて、管理職がふえていけば、ますます一般職員を圧迫していくというところは、これは当然のことだと思ひます。これは長官、お認めになりますか。——これは事実の数字ですから、認めざるを得ないと思ひます。完全な穴埋めではありませんが、三百名近い欠員のままおくと、いう状態、なぜ、定員をとつておきながら、定員だけの員数を確保できないのか。これはその税務署の職員の諸君が、欠員分まで働いているという証拠じやありませんか。きょうの、講習を受けた人で東京国税局に割り当てた人間は六百何人と聞いておるのだが、その正確な数字をひとつ開かしてください。

○政府委員(木村秀弘君) 東京国税局の付属の税務講習所で教育を受けて、そして今年卒業いたします分が三百八十人でございます。それからなお、地方で、地方の税務講習所で教育をするが、卒業をした際にはひとつ東京へ転任をするという約束をしてもらいたいという、そういう条件で採用いたしましたので、一年間地方の税務講習所の支所で教育をいたしまして、こちらへ来てもらおうのが二百二十五人ございます。合計六百五十五人でございます。そのほか、こいう新規の税務講習所の卒業生ではなくて、すでに長年地方の局に勤めております人で希望者を募つて東京へ転任または応援をしてもらおうという者を約二百人予定しております。そういう関係で、できるだけ現在の欠員を補つてまいりたいと思ひます。

○柴谷要君 長官、私は管理職をふやしてはいけないというけちなことを言っているのではありません。税務署をおつくりになるからには、当然、管理職が必要になってくる。しかし、その増設するということが、税務署長ができて、課長ができて、この人たちがやはり窓口の相談員として納税者の相談相手になられるわけですから、それは私は決して管理職をふやしてはいけないというところは、毫も言っていない、管理職が新たに設置されますことは、いままでも管理職でなかった人が新たにいくわけだから、その人がふえるわけだから、その穴になるものは埋めていかなさ、現有勢力を減らしていくのではなく、現有勢力は間違いなく確保してやりなさい、こういうことを申し上げておるので、ひとつ誤解のないようにおとりをいただきたいと思ひます。

先ほどもお尋ねいたしました、地方から二百人講習を受けた人を予定している、そういたしますという、約束したとおり九百十七人の欠員については間違いなく補充できる、こういうお見通しでございませうか、この点を重ねてひとつお尋ねしておきます。

○政府委員(木村秀弘君) 先ほど申し上げましたように、今度新規に入ります者が、東京、地方分合を合わせて六百五人、そのほかに現在各局につとめておられます人の中から、東京の宿舎を充実いたしまして受け入れ態勢を整えて若干名を持てよう、それによつて現在の欠員は埋められる、こういう考えでございませう。

○柴谷要君 そうしますと、地方で税務講習を受けた二百人の人たちが東京

に吸収されるということになりますと、地方の局に対する割り当てが全然ないということになるのですか、その点どうお考えになっておられますか。

○政府委員(木村秀弘君) 地方に対しても、もちろん割り当てはございませう。その数字はあとで申し上げます。各局別にももちろん配分をしてございませうが、実は昨年、定員の改定をいたしまして、比較的事務の少ない局の定員を減らす、また、大都市等で定員の足りないところはふやす、また、各税別にみましても、法人、所得のように人の足りないところはふやす、あるいはその他で比較的事務の合理化等で手数の浮くところは減らすというような作業をいたしまして、その関係で東京の定員をふやしておるのでございませう。問題は、いかにしてこの定員を実際の人で埋めるかということが問題でございまして、それには先ほど申し上げましたように、税務講習所の卒業生及び従来各局で働いている中堅層の職員、これらの希望を募つて東京に転任をいたしてもらいたい、こういう方向で進んでおります。

○柴谷要君 かつて大蔵委員会が国政調査を行ないましたときに、私は第二班で四方面を回つたのです。そのとき国税局の職員諸君がいかに努力をしているかという実態をまざまざと見せつけられてきたのです。そのときに言われたことは、一番、職員として切実に要求したいことは何かと聞かれれば、住宅問題である。実は、税務署の職員というとなかなか市井の人たちが快く家を貸してくれない、こういう悩みがあり

ます。そういうことを考えますと、どうしても国として宿舎をつくつていただきたい。これが私どもの今日の希望です。こういうことが言われた。

それから二つ目には、私どもは骨惜しみはいたしません。与えられた仕事を完遂するために努力をいたします。しかし、制限をこえた仕事はできません。どうしても人員不足がありあつておるのだから、これはどうしても補充をせよといふ、こういう、決して私はオーバーな要求ではないと思ふ。作業の実態から見まして、また、日々の勤務の状態から見て、非常に何といひますか、努力をしている姿をまざまざ見せつけられて、地方局の人員を削られるということは、私は現在の人員の事情の中から非常に酷な問題だと思ふ。東京の実情はまたそれ以上にひどい、あるいは名古屋の実情はそれ以上にひどいと思ひますけれども、しかし、そういうところには手厚いやはり政府の配慮があつてしかるべきであつて、地方局の人員を減らすなどということは、長官、いまの実情からいってできないと私どもは判断をしますと、ただいまの御答弁を聞きましますと、地方に当然配置をしなければならぬ講習生もあわせて東京へ引き揚げる、あるいは名古屋へ引き揚げるというような措置をとられることは、いま申し上げたようなことに結果的になるわけでありませうか、それでよろしいとお考えでございませうか、むしろ政府の問題として、一国税局の問題ではなしに、政府の問題として十分考へてもらなければならぬ問題でありますけれども、それにはやはり基本的に、国税局自体が、こうしてほしい

という要望があつてしかるべきだと思ふのです。そのことについてどうお考えでございませうか、ひとつ長官としての希望でもよろしいですから、最後につけ加えてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) 私は、増員が許されて、相当数希望が満たされるということは、これは私の立場として望ましいことはおっしゃるとおりでございませう。ただ私は、国税庁を預かりしている責任者として、できやうは全体の定員をふやす前に、できるだけ内部の合理化をやつて、そうして最終ぎりぎりまで、どうしてもここからはいけないというところについて定員の増加をお願いしたい、こういうつもりでおります。先ほど申し上げましたように、やはり従来の仕事、内部の仕事をみましますと、なかなか節約のできる面があるのじゃないか。たとえば、国税庁が局からとつておりますいろいろな報告類、上申類、こういうものにはいたしてしましても、局に要求いたしますと、局はまた署に要求するといふやうなことで、相当の人手を要しております。それから事務処理の手續にいたしましても、もっと簡単にできるやうな処理方法、こういうものがやはり研究をすれば相当ございませう。また、国税庁がとつておる報告、上申類だけでなく、ほかの法令で、たとえば人事院であるとか、あるいは会計検査院であるとか、あるいは大蔵省にいたしまして、国有財産関係の管財局であるとか、主計局、主税局といふやうな方面で提出を求められている書類等にいたしましても、かなりこういうものは要らぬんじゃないか、もっと

簡単にしてもらいたいというものがございませう。たとえて申しますならば、百円か二百円ぐらいの立木一本切るのに、一々、大臣まで承認を得る、あるいはまた、その結果を報告をとるといふやうなことは、これはひとつやめてもいいのじゃないか、われわれの目から見てもやめてもいいのじゃないか、こういうやうな、ほかのところから求められております手續類で、現在やめてもいいのじゃないかとわれわれが思われるものは、極力、当該部局あるいは当該官庁と折衝をいたしてあります。こういうやうな方法、また場所によりましては、現在の税務署の配置といふものは、必ずしも現在の経済の情勢にマッチしておるとは言いがたいのでございまして、一例を申し上げますならば、相当農業所得といふものに比重をかけられておつた時代の税務署の配置、そういうものが現在ではかなり反省をされてしかるべきではないか。そういう場合におきましては、やはりこの地方の、いなかの署でもって比較的に閑散なところは、これを廃止いたしまして、そうして必要なところをふやして、そういうことで、できるだけ内部の合理化をはかりまして、その上で定員がどうしても足りない場合には、ひとつお願いをしなくてはならぬ。現在その内部の合理化を実施中でございませうので、その結果によつて判断をいたしたいと思つております。

○柴谷要君 いろいろ合理化を十分行なつて、要員を検討の上で、どうしても必要だといふ最小限の要員だけは要求したい。まあ責任者の立場としては当然な御答弁だと思ふのであります。が、一体、それでは事務の合理化をは

かつて、現在の地方局ないしは税務署の合理化が、長官の言われるように合理化によって何人の人員が浮くか、私は非常にこれは疑問だと思う。今日合理化を前提にした要員配置のような状態に私はなっているのじゃないかというふうに思うのです。ですから確かに事務の簡素化をはかり、簡単なものはそれを取りやめにするとか、あるいは

思いますが、大体、私ども関心を持って調べてみるとそういう結論が出てきている。でありますから将来の方向としては、何もどんだん人をふやせというのではありませんが、最小限度の要員だけは確保してやるという態度が明確に打ち出されていかなければならぬ。こういうことを私は力説したいと思います。

次、第二次整理をいたしまして、その五割以上を切り捨てております。これによって大体われわれの推算では、五百人程度の人員の節約ができておると思っています。そのほかに事務処理の手続の改善によりまして、やはり五百人以上の、全国的には五百人以上の節約ができておる、現在の段階でできておると、こういうふうに私たちは推算をい

強制配置転換ということになるのでしよう。それにはそれ相応のもちろん局の単位でやられると思うのですけれども、そういう場合には、長官としてはどういう御指示を下部に流されておりますか、それをひとつ承っておきたい。

○政府委員（木村秀弘君） これはただいま御指摘のように、全く私の想像で

ふうに納税者の便益をはかるために税務署の分割等を考えられたのでありますから、将来の方向としては、最も納税者の便利を考え、かつ能率的な税務行政が行なわれるようにするためには、どうしても独立した税務署というものが必要になってくるのじゃないか、こういうふうに考えられるわけですね。その場合に、現在の状態でいまま

一 批報告で届けるとか、いろいろ手帳はあると思いますが、現在の税務署の要員の実態からいいますというとか、なかなか他の産業と比較をしてそうそうできないと私は考えるのだ。ですから、むしろ年々増加されていきます徴税業務のふえ方の割合に少しも人手がふえていない。それはやはり現人員の中に大きな負担が課せられておる、しかし、まあ税務職員は諸君が非常に努力されている、こういう姿で私は今日

うかと思いましたが、実は川崎の北税務署が新設されることになるわけですね。ここは新しい税務署に移られるわけですね。現在の税務署から分割をしますと、新しいところに行ける、さて、それならば新税務署だからそこへ行ってひとつ手腕を発揮してやろうという考えの人が定員だけいるかというと、川崎の北税務署には希望者がいないという実態がいま出ているのです。

たしております。もちろん先ほど御指摘になりましたように、からの定員を幾らふやしても、これはひとつも意味はないのでございまして、現在の定員を一ばい一ばいに満たしますというところに意味がございしますので、各学校等にも卒業期前に、なるべく早い時期に、各税務署から連絡をとらせまして、できるだけこの税務職員の応募者を募って、そして欠員を置かないという方向で努力をいたしております。

ございます。ただ、全国的にあらわれ
ております傾向としましては、やはり
こういう反税行為の非常に激しいとこ
ろには、税務署員はなかなか行きたわ
れないという傾向は一般的にあらわれ
ております。いろいろなやがらせてあ
るとか、あるいは妨害のような行為が
盛んに頻発をしておりますので、どう
してもそういう傾向にならざるを得な
い。そこで私たちは、局にはこういう
う指示をいたしております。たとえ

すと、名前だけは分割したけれども、一カ所に二税務署が同居するということになると、意味がそがれるわけです。一体これを将来分割してりっぱな庁舎をつくり、そうして徴税事務をりっぱにやらせるということで予算を計上して新築する意図があるかどうか、一体それに要する経費はどれぐらいなのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員（木村秀弘君） 先ほどお話し

あると思う。ですが、一か月に世間並みの合理化に伴って要員が浮くだろう。それを欠員の場所に埋める。こういうふうな理論と、こうには税務の關係においてはない。こういうふうに思うわけでありませう。でありますから、少なくとも定員だけはいつも満ばいにしてやる、こういう心がけがまず第一に必要なんじゃないか。これに対して政府がそのような措置が行なえないとするならば、これは税務局に対する無理解と

○政府委員(木村秀弘君) 合理化と定かりに、北税務署ができたならば、ひとつ行つてやろうと、希望者を募つてみて、北税務署に行く希望者がいないというのを風のたよりで聞いているのですが、その理由は一体何でしょう。長官はおわかりになりませんか。現在の税務署を離れたくない、北税務署に行きたくないという理由は何でしょう。それをひとつ聞かせていただきたい。

それから第二の、川崎の北に対してあまり希望者がないというお話は、私はいままでそういううわさは聞いておりません。おりませんが、もしそういう事実があるとすれば、あるいはこの地区は民商関係の勢力が非常に激しい地区でございしますので、あるいはそういうことが影響しておるかもしれないと想像をいたします。

○柴合要君 いまは長官の推測だろ
うと思うのですね。まあそういう地域

そういう民商等の集中しておる地域で、一般の職員に比べて非常に精神的な苦勞の多い署、そういう署の職員については配置がえの期間を短くする。もともと私は、できるだけ従来のように職員を転々と配置がえをするということとは、その生活条件に与える影響も相当ございまして、できるだけ配置がえは差し控えるという方針をとつてきておりますが、こういう特定の地域、あるいは僻地のようなところ、これは

に出ました墨田税務署にいたしましたも、現地といいたしましては、敷地購入の予定計画を立てて持ち主といろいろ折衝をしておったのでございますが、やはりどうしても入手できないという状況で、やむを得ず同居ということに相なつたわけでございます。将来は、ただいま御指摘になりましたように、客観的条件が許すならば、できるだけ分散をいたしまして、各納税者の中心地に近いところで、そういうより便利など

思う。租税特別措置だけに力を入れて、大企業に減税をやることばかりにきゆうきゆうとして、こういうところに目の届かない政府じゃなからうと思うが、こういう面については、まあ大臣にでもものを言つたほうがいいと思うのでありますが、責任者である長官にお尋ねするのは無理かもしれないと

員の再配分が必ずしもバラレルに行な
われていないというおことばでござい
ますが、これはそのとおりでございま
す。これはまあ理想ではございます
けれども、なかなかそういうぐあいに
はいっておりません。ただし、先ほど
申し上げましたように、庁が要求をい
たしております報告、上申類を第一

にあまり行きたくない、こういうので希望者があまりないと、こういうのだと思う。もしかりにそれが原因であつて行き手がないとしても、そういう場合には強制配置転換ということをやるわけでしょう。これは新しく税務署をつくられたのですから、これは希望しないものをやるということになると、

やはりある程度転任の時期を早めていかなくちゃならぬということで、一般的にはそういう特定なものについては転任の時期を早めるように指示をいたしております。

○衆谷要君 次は、この五つの税務署で、大体新しい庁舎のできるのは川崎だけだ、こう思うわけです。こういう

ころに増設をいたしたいと存じます。予算につきましては、やはりその土地が現実にはきまつてこない、土地によつても非常に値段が違いますので、ただいま私たちは予算をどれだけということはまだ計算をいたしておりません。

○柴谷要君　そうすると、土地等の確保がまだ見通しがつかない、また見通

しがつかぬということではなくて、見通しをつけようとしておられない段階でしょう。税務署は増設はしてもらえませんが、新しく用地を物色をして、もうして新庁舎をつくってやろうというまだ全然段階にないでしょう。ですから、数ばかりふやしてみても、要員はその中の人たちを分割するというだけではしょう。墨田の実態からすると、署長さんが二人できる、課長さんが幾人かできるというだけの姿では、税務署設置の効果というものが出てこないと思う。ですから、まず分割しようとする前には、土地の確保のある程度の見通しをつけて、そうして税務署の分割、こうなってくるのが順序じゃないか。土地の入手をして建築をして、新庁舎ができてから分割するというのじゃなくて、何としても土地の見通しぐらいはつけ、そうして予算を計上して、それから承認案件として国会に出されてくるのが私は順序じゃないかと思うのです。実は分割はした、だけれども、墨田の税務署に向島と本所が同居をする、こういうことでは——まあ窓口だけは署長さんが二人できるので、それから、税務の相談に向島と本所の人たちが別々の署長さんのところに行かれる。こういうことは確かに便利になったと思う。それ以外には全然ないと思うのです。やはり目的の所在地に税務署ができ、長時間かけて税務署通いをするのではなくて、近くに税務署ができたといい、それで初めて分割の意義が出てくると思うのです。これは少し早過ぎたという感じがございませうか。いかがですか、この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) 原則としては、やはり分割をすると同時に、その中心地に税務署を新設するというのが理想でございます。現に川崎北、名古屋北、名古屋中村等の場合にはそういう方法をとっております。ただ墨田におきましては、先ほども申し上げましたように、敷地の交渉をいたしまして、大体だいたいようぶじやないかというところまでいったのでありますが、どうしても最後に折り合いがつかないというところで、やむを得ず断念をいたしましたわけでございます。したがって、将来適当な土地が入手できますならば、やはりそういう方向でいくのが私は積極的な方法であらうと思ひます。もちろん分割をいたしまして、同じ庁舎におきます場合におきましても、先ほど申し上げましたように、あまりにも多くの人員を一人の署長が握っておるというよりも、やはり適当な規模で分割することによって、税務署の事務あるいは人事の管理に便なるのみでなく、やはりその土地土地として相当分割をせざるを得ないほどの納税者の数なり、課税の対象なりが多い土地でございまして、そういう方々にはやはり課長なり、係長なり、そういう相当専門の人が一人ふえることによつて、納税者の税務の相談等にはやはり便利になるんじゃないか、こう考へております。

○柴谷要君 十四の法律案ですから一時間ずつ質問していても十四時間かかるということになります。またたぐさお尋ねしたいことがありますが、本案については一時間だけで終わりたいと思ひます。これは長官にお尋ねしておきます

が、今月一ぱいに通してもらわなければ困るという法律案でありますか、それとも来月になつてもよろしいとお考へになつておる法律案でございませうか、これだけひとつ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(木村秀弘君) われわれの希望をいたしましては、できるだけ年度内に御承認をいただきたいと存じます。

○柴谷要君 法律は今月中に通つた、それじゃ新しく税務署として出発するのは大体いつごろですか、見通しとして。

○政府委員(木村秀弘君) 御承認をいただければ、さつそく内部的には準備委員会のようなものを局に設置するとともに、対外的には納税者の方々にもPRをいたしまして、そうして内部的な仕事は極力進めてまいりたいと存じます。順調にいけますならば、おそろく七月ごろには新税務署が発足できるのじゃないか、こういうふうに考へております。

○柴谷要君 それで、特に私は最後に要望しておきたいことは、新税務署ができた場合に、当然職員の配置転換といたことが考えられる。しかし、強制配置転換は極力避けて、ぜひこれは円滑にやつてもらいたい、その円滑にやつてもらいたいということは、非常に国税局の中は複雑だと思ひ、幾つかの組合があり、組合に参加をしておらない人もあるということ、また今後に複雑怪奇といふことが一番当てはまるのじゃないかと思ひます。これらの組合と十分話し合ひをして、強制配置転換のようなそりを受けられないように、ひとつ新設の税務署ができた円滑にやつてもらいたいということを要望して質問を終わります。

次は、ごく簡単に物品税の問題をお尋ねしたいと思ひます。これは泉さんでよろしうございませう。

今回の改正の内容は、三十七年に物品税の改正を行つたときに、特に暫定軽減税率を適用したのが七品目であつたと思ひます。それを今回は三品目に削つて二カ年間延長する、こういう改正法であると思ひます。その事由についてひとつお願いいたします。

○政府委員(泉美之松君) お話のとおり、昭和三十三年に物品税の改正を行ないました際、従来の課税品目との権衡からいたしまして、ステレオ、パッケージ型ルームクーラー、カークーラー、冷風扇、脱水式洗たく機、冷水器、芝刈り機、この七品目につきましては、新たに課税することにしたのでございませうが、従来、課税になつていなかったものが課税を受けることになりましたので、激変緩和という趣旨からいたしまして、暫定軽減税率一〇%でまいつておつたのでございませう。大体、二年経過いたしましたら、本則の税率に戻るといふ趣旨であつたわけでございます。その後、この七品目につきまして、いろいろ調査いたしましたところ、ステレオ、パッケージ型ルームクーラー、カークーラー、この三品目にきましては、輸入品との競争関係等もございまして、まだ、生産が本来の規模に乗つてこないし、まだ今後コストを低減して輸入品と対抗していく必要がある。しかし、その播種期を過ぎ、将来、企業の基礎が強固になつてくれば、将来、輸出品として大いにわが国経済に寄与し得るといふような予測が

立ちます、この三品目につきましては、なお、暫定軽減税率をやつていきたい、かようなことに決定いたしました。このような改正案を出したのでございませう。他の四品目につきましては、この九月三十日限りで、本則の税率に戻るわけでございます。

○柴谷要君 いままで、七品目を暫定軽減税率一〇%で処置をしていたものが、三品目に、今度は限定をされていくと、あとの冷水器、冷風扇、脱水式洗たく機、芝刈り機等については、十月一日から二〇%の本則を適用する。と、こういうことになるわけですね。そこで、この三つのいわゆるステレオ電着、ルームクーラー、カークーラー、これは開放経済に伴つて、どうしても輸出品として太刀打ちさせきやならぬと、こういう配慮からされたと思ひますが、それならば、あとの四品目は全然輸出の対象品目でないかという、それは言ひ切れない、その点について、ひとつ今日の輸出状況その他を詳しく説明をお願いしたい。

○政府委員(泉美之松君) 四品目のうち、冷風扇につきましては輸出実績はございませう。脱水式洗たく機につきましては、三十七年度五百台、三十八年度、これはまだ確定ではございませうけれども、七百台程度の輸出の見込みでございます。それから冷水器、芝刈り機は、これは輸出はございませう。カークーラーにつきましては、三十七年千台、三十八年、まだ十分正確ではございませうけれども、一底千八百台ぐいの見込みでございます。それからパッケージ型ルームクーラーにつきましては、三十七年六百二十台、三十八年七百五十台の見込みでございます。

す。これは、いまの業界の見込みでは、三十九年以降、急激にふえる予定になっております。一応三十九年の見込みは二百台ということになっております。それからステレオにつきましては三十七年に十二万三千台、それから三十八年に十六万台というふうになっております。

○柴谷要君 芝刈り機につきましては輸出がないと、こういつているのですが、日本に駐在してある在外公館での品物などは輸出品物にはならぬですか。日本の土地の上にあるのだから輸出じゃないと、こういうような計算でしようか、その点をひとつ聞いておきたい。

○政府委員(泉美之松君) 日本にありまする在外公館が使用するものは輸出に扱っておりません。

○柴谷要君 大体ステレオとか、ルームクーラー、カークーラーというのは大企業が製作をしております。脱式洗たく機もそうでありまされども、あと大体中小のメーカーだと、私はこういうふうには判断するわけです。その区分けはどのようにお考えになっておられますか。

○政府委員(泉美之松君) これは必ずしもステレオ、パッケージ型ルームクーラー、カークーラーが大企業というわけではございません。比較的中小の企業がつくっているのが相当ございす。むしろ脱式洗たく機とか、冷風扇なんか大企業がつくっております。

○柴谷要君 それではステレオ電着をつくっている会社は何か所、それからルームクーラー、カークーラー、どういうところがつくっているか、それを知らしてもらいたい。

○政府委員(泉美之松君) ステレオにつきましては、ビクター、コロムビア、これは大企業でございます。それから日本電気、早川電機、三洋電機、三菱電機、日立製作所、東芝、富士電機、まあこの辺は、大企業と申してよいかと思ひます。それから松下電器、八電電機、パイオニア、こういった法人がつくっております。それからパッケージ型ルームクーラーにつきましては、富士電機、日立製作所、三菱電機、三洋電機、それから松下電器、早川電機、東芝、東洋キヤリア、これは比較的小さなほう、大阪金属、これは比較的小さなほう、それから新三菱重工、これは大企業でございます。それからカークーラーは、東芝電気、日立製作所、日本電装、デゼール機器、こういった事業がつくっております。それから冷風扇は早川電機、三洋電機、日立製作所、東芝電気、富士電機、大阪金属、八電電機、脱式洗たく機は、日立製作所、三菱電機、早川電機、こうなっております。冷水器は、松下電器、三菱電機、日立製作所、東芝電気、大阪金属、こういった企業がつかっております。

○柴谷要君 まあ私はただいまの局長の説明のとおりわかるのですけれども、実は十月一日から本則によって二〇%の課税に帰するということになりますと、これら企業の方々は、税の増加に伴って下請にこれがしわ寄せされる。実は、別に下請の代弁じやありませんけれども、現実には価格の変動があつても、これが下請にしわ寄せされるところというふうなことになる。そうすると、この税の改正が、飛はつちりがメーカーではなしに下請に移る、こういう

う状況が考えられるので、これに対する何らかの配慮があるかどうか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) 三十七年に、これらの七品目に課税することにした際は、従来の他の課税物品の権衡からいたしますと、当然、本則の二〇%の税率で課税してもいいという性格の品物でございますが、ただ、従来課税されておりましたが、これを、急激に二〇%の課税をすることには適当でないだろう。しかも、これらの生産が、課税を始める当時まだ始まつて間がないといったような事情を考慮いたしまして、とりあえず、暫定税率一〇%ということにいたしました。年々の企業がコストダウンを行なうことによって、消費者価格にそれほどの影響を及ぼさないで、この税を消化し得るようという配慮からいたしまして、二年間暫定軽減税率一〇%でございすれば、一年間で約五%程度のコストダウンを行なえばやつていける、こういうような配慮からいたしまして、暫定軽減税率一〇%を二年間というところで始まつたのでございす。

その後の経過を見ますと、冷風扇だけは当初の見込みと見込み違ひがございまして、そのようなコストダウンになつておりません。と申しますのは、当初企画いたしました品物が、ルームクーラーと扇風機の間をねらうというところで、低所得層に売れるんではないかというところで発足したわけでございますが、湿気が非常に強き室内に出るというふうなことからいたしまして、型式の変更をいたしましたので、そのためにコストダウンが十分はかられておりませんけれども、それ以外の

品物につきましては、コストダウンが相当はかられております。したがつて、今後十月から税率が本則の二〇%になりましても、消費者価格にそれほどの影響を及ぼすようなことはないのではないかと、いふふうに期待いたしておりますのでございす。

○柴谷要君 大メーカーがつくつていける輸出品だから暫定軽減税率をいってやる。ところが、その他は輸出にはごく少ない。しかもその税の面でいけば一億そこそこ、見込み額はそうでしょう。そこそこだから、これを直して二〇%にしてしまふ。この結果、価格に変動はないかと必ずある。価格に變動がないとすれば下請を泣かせるとか、いろいろやりますよ。国内の市場のものについては何やらやらず、しかも消費者、国民のほうは高いものを買え、しかも輸出のほうは低くしてやるんだと、こういう精神じゃございせんか。たとえばステレオ装置の電着では十八億円、ルームクーラーは六億七千万円、カークーラーは二億五千万円、合計で二十七億三千万円というのが課税見込み額でしょう。そうするといふと、物品税額の中で、千五百十三億円の約一・八%、そういうものについて、まあ一〇%にしてやろう。従来どおりの暫定でやつてやろう。しかし、国内で使うものについては、ひとつ価格のほうで何とかすればいいだろうから、下請を泣かせればいだろうから、二〇%取つちまへ、こういう精神じゃございせんか。ひとつここを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(泉美之松君) それは非常に酷なお考えだと思ひますのでございすが、私ども、決してさうなことを考

えてやつておるわけではございせん。これらステレオ、パッケージ型ルームクーラー、カークーラーで、輸出もありまされども、国内需要が相当多いわけではございまして、その国内需要の分については課税になるわけであります。なるほど税額から申し上げますと、お話のように、ステレオ、パッケージ型ルームクーラー、カークーラーは、税額においては多うございす。しかし、それだからといって、何もこういう三者だけという特別扱いをするというわけではございせんので、これらの三品目につきましては、なお今後コストダウンを行なうことによって輸入品と対抗して、将来わが国の輸出に大きく寄与し得ることが期待できる、こういった見地から、なお暫定軽減税率を用いていきたいというだけでございます。他の品目につきましては、先ほど申し上げましたように、冷風扇を除きましてはコストダウンの効果が出てまいつておりますので、これで消費者価格にさしたる影響はなかつてやつていけるのではないかと、思つておるのでございす。ただ、お話のように、こういうふうな物品税の税率が实际的に上がりますれば、それが下請企業などに影響するのではないかという点は確かに考慮しなければならぬ点と思ひますけれども、カークーラー、パッケージ型ルームクーラー、あるいはステレオ等についても、もちろん下請が相当あるわけであります。結局、その下請企業と親企業との関係は物品税の上げ下げということだけでなしに、そのほかの金融その他のいろいろな施策と伴つていかなければならぬもの、かように考えるのでご

ございます。

○柴谷要君 それからもう一つ。物品税の改正の内容の第二番目は、未納税移入の手續の簡素化というところになっております。ところが今回は、簡素化と名をうたっているけれども、かえって簡素ではなくて複雑にしていると思ふのですが、この点について質問したいと思います。というのは、現在は未納税で課税物品を移入した場合には、移入した日から十日以内に税務署長のところに申告すればいい。それでいいのですが、ところが、今度は翌月の十日までに報告すればいいことになっておりますけれども、一応、政令で定める長期的なもの、しかも税務署長さんが承認をしたものだ、そうなるというところ、今度はその品物については、税務署長の承認を取り、翌月十日にまた申告に行くというふうなことで、かえって簡素化じゃないじゃないかと、こう思うのだが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(泉美之松君) おことばではございますが、今回、未納税移入をした場合の税務署長に対する届け出の事務の簡素化を行なうといたしますのは、未納税移入の回数が多い業者につきましては、従来のままでございまして、輸入のつど十日ごとに申告しなければならぬことになっておりますが、これでは非常に手数がかかりますので、業者の便宜を考慮いたしまして、一カ月分まとめて申告することができるといふことになってございまして、その承認は、あらかじめそういう制度の適用を受けたいという旨の承認をするだけでございまして、そのつど承認するわけではございませんので、

一たん承認を与えておきますれば、そういう未納税移入の回数が月に何回もあるといったような方は、この手續でやっていた方ができるわけでございます。それから未納税移入の機会があまりないような方は、従来のとおり、十日ごとにやっていた方がよろしいわけでありまして、したがって、その意味では今回の措置によって手續が非常に簡素化される、かように考えておるのでございます。

○柴谷要君 そうなりますと、選択ができる、一カ月まとめてやるにはやる手續をとれ、従来の十日ごとに申告をしていたのは十日ごとに申告できる。いずれまたどっちでもいいから便利なほうをとりなさいということを選択できるのですか、この点をひとつ伺つておきます。

○政府委員(泉美之松君) さうでございます。業者の都合によって、自分のほうは輸入の回数が多いから、毎月まとめて移入申告をするようにしたいというところで、その選択ができることになっていまして、

○柴谷要君 それから第一種の物品税は、小売り業者が納税義務者、それから二種、三種についてはこれは製造業者、それから保税地から出す場合には引き取る者が義務者となつておる。これはいわゆる税務署の役を小売り業者にやらす、製造業者にやらせている、こゝろ見るのです、税金を取るの、納めるの、納税義務者として義務を果したものにいつては何らかの恩恵があるのですか、特例で何かやっているのですか、やらせっぱなしですか、この点をひとつ伺つておきたい。

○政府委員(泉美之松君) 物品税は御承知のとおり、消費税といひまして、その品物に対して課税いたしました税金が消費者に転嫁することを予想してきておる税でございます。したがって、その点から申し上げますと、できるだけ消費の段階に近いところで課税するのが望ましいわけでございます。いまして、そういう意味では小売り課税の段階で課税することができればいいわけでございますが、しかし、品物によりましては、小売り商の数がたいへん多うございまして、そこで課税することが適当でなく、むしろ、少ない製造業者の段階で課税したほうがより円滑に課税徴収ができるということでありまして、第一種の物品につきましましては小売り業者、第二種、第三種の物品につきましましては製造業者を納税義務者としたのでございまして、この消費者から税金を取り立てるといふ性質のものではないでございまして、自分の販売する物品に課せられた物品税相当額を加算して販売する。そういうやり方によって、自分の納税義務を消費者に転嫁するということになっておる。つまり、物品税を納めたからといって、まあ、特別に報奨措置を講ずるといふことはございせん。ただ、優良納税者として表彰する措置は講じておりますけれども、これは納税成績が優秀であるといふことを表彰するものでございまして、一般的な報奨措置はとつておりません。

○柴谷要君 確かに商品売つてその商品の中に課せられておる税金を一緒に取りわけですから、別段、その点においては——ただ、それ以後の問題

に、やはり一般納税者とは違った負担がかけておられ、責任が課せられておる。ところが、これはほかのことをお尋ねしますが、酒税の場合は、あれは免許制になっておるので何かあるの、でしよう、酒税の場合は、そういうことをちょっとよそで聞いたのですが、これに対しては何かあるわけですね。あつたらひとつお聞かせ願ひたいと思ふ。

○政府委員(泉美之松君) 酒税の場合、まあ酒税は製造業者に対して課税することになっております。ただ、従価課税を行ないます場合には、製造業者が納税義務者になる場合がございまして、大部分は従量課税でございまして、製造して業者が免許を受けておることはお話のとおりでございまして、それが、そうかといつて、別に酒類の製造業者に特別の恩恵を与えておるというところはございせん。ただ、中小企業近代化促進法の規定によりまして、清酒製造業者、それから乙類のしょうちゅうの製造業者につきましまして、近代化促進法の指定業種としての特別償却と、それから融資についての措置を講ずることになっております。これは、近代化促進法の規定に基づくものでございまして、そういう意味では、物品税の納税義務者の中にも近代化促進法の指定業種に該当するものがございますが、それは同じような扱いを受けておるわけではございません。特別な扱いということではございません。

○柴谷要君 従来であれば、税務署の手をわずらわして徴税というものが行なわれるのが原則だ。ところが、物品税というのはこれを扱つた小売り業者なり製造業者なり、特定の人が保税地

から出す場合には買った人が払う、そういうものの扱いに対して、これはもちろんガソリンもそうですし、軽油引き取りもそうです、いわば国民に税金を課して、そうしてあげておる。それ以外に本人の収入以外のこと、で徴税業務を手伝つておいて、それでいいとお考えになっておられますか。これは、あんまりいい方法じゃないけれども、便宜的にやつておる、まあまあがまんしてやつてもらふのだ、商売だから一緒にやつてくれ、こういうお考えでおられるのか、その点をひとつお尋ねしておきたいと思ふ。

○政府委員(泉美之松君) 税に直接税と間接税がございまして、そのウェイトをそれぞれどういふふうにあんばいするかは、それぞれの国によって違ふと思ひますけれども、間接税というのは、この国におきましてもその消費物品に対して課税いたしますので、消費物品の製造業者または小売り業者を納税義務者とする事にならざるを得ないのでございまして、したがって、これは税の課税で間接税を取る以上は、そうならざるを得ないと思ひます。もちろん支出課税と申しますか、消費税の形でなしに、支出形態に課税するということも考え得ることではございまして、けれども、しかし、現在の多くの国がとつておりますような間接税課税のやり方では、こういうふうな製造業者あるいは小売り業者を納税義務者として、その販売の過程において課せられて間接税が消費者に転嫁されていくというのを期待するはかばかしいと思ひてございまして、ただ、問題は、そういった転嫁が予想どおり行なわれないような事態にもなるということでは

ございまして、それでは間接税の本来の機能が果たせませんので、そういう転嫁ができないという事態でありますれば、その課税が適当でないのではなからうかという点を反省はしなければならぬと思ひますけれども、納税義務者として製造業者、小売り業者を選ぶことは当然のことではないかと思ひます。

○柴谷要君 法律に規定をし、義務者に指定をしておるのですから、これは当然のことなんです。だけれども、他の納税義務者と違つて特別に業務をやらしておるという点についてはどう考へておるか、こういう質問です。ですから、その点については、あまりうまい方法じゃないけれども、それ以外に取り方がないのだ、こういう説明でいい、そういうことを率直に言つてくれればいいのだ、私だけに聞かせるのではありません、国民に聞かせるのだ、そのほかに何かうまい方法があったら考へる、研究します、こういう一歩前進した前向きの御答弁がいただければなおけっこうです。そういう点を伺つておるのですから。

○政府委員(泉美之松君) 間接税の場合に、いま申し上げましたような趣旨からいたしまして、製造業者あるいは小売り業者以外の者から徴収する方法がございまして、いゝのでありますけれども、そういう方法は格別見当たりませんので、やむを得ず、製造業者あるいは小売り業者の方に納税義務を果たしていただいております。そのためにこういう課税品目を扱つておられます、ほかの方とは違つた意味でのいろいろの負担がありますことにつきましては、やむを得ないこ

とでは言ひながら恐縮に存じております。○柴谷要君 どうも時間がないので何ですけれども、物品税というのは、これは金持ちも貧乏人もひとしく扱われるものだ、与えられれるものだ。ところが今回の税制改正では、単にこれだけしか物品税の改正が行なわれなかつた。物品税のほうに力を入れてやらなければならぬのじゃないか、こう思ひます。御見解、大蔵省の見解、ひいては次官もおられますから、政府の見解までたゞしておきたいと思ひます。いかがでございますか。

○政府委員(泉美之松君) お話のように、物品税は同じ品物を金持ちが買ひ、場合でありましようとも、金持ちでない人が買ひ、場合でありましようとも、同じ税がかかるわけではございまして、その意味では、所得税などのような累進課税に比しまして逆進的な傾向があるといふことはお話のとおりでございます。ただ、わが国の物品税におきましては、そういう点を考へていたしまして、物品の性質が比較的大衆的な品物につきましては税率を軽くする。そして奢侈的なもの、便益の程度がきつめて強いものに対しては税率を高くする、あるいは大衆の買ひようなものにつきましては免税点を設けまして課税にならないようにする、こういう配慮を加えておられますので、逆進の程度も相当緩和されていると思ひておりますけれども、しかし何と申しましても、間接税全体がそういう逆進的效果を持っておりますので、そういう意味では所得税などに比しますと、逆進の傾向が強いと思ひておるのでござい

ます。で、物品税の減税につきましては、先ほども申し上げましたように、昭和三十三年に相当大幅な改正を行ないまして、現在の負担はある程度その物品及びその消費の形態に照らしまして合理化されたものになっておるのではないかとおもうに考へておるのでございまして、しかし、三十三年に改正いたしましたから、すでに二年目になりますので、物品税につきましても、またその後の情勢の変化がいろいろと考へられますので、これにつきましても、今後検討いたしまして、私どもといたしましては、物品税につきましても、できれば三年か四年目か一度大きく改正する。間でもちよこいじり出しますと、課税品目のバランスといふのはなかなかむずかしいものでございまして、一ついじり出すと切りがないといったようなことにもなりますので、三年か四年ごとにとまめて大きく改正をしたらどうか。そういう意味で、ちよと三十三年に改正を行ないましたので、明年、または明後年にそういう検討をするようにしたい、かように考へておるのでございます。

○柴谷要君 何か泉さんの話を聞いてみると、大衆に影響のあるような物品税のほうはいへん配慮してあつてどうのこうのと言つておられる。それは確かに奢侈品に対しては高率のものがかかつておることは知つております。しかし、国民生活の上において消費されておるものは、金持ちでも貧乏人でも同じ物品税を取られておる。それが証拠には、これは国税庁長官の部下ですけれども、税務署の職員の人々が非常に克明に、間接税が一世帯あたりどの

くらいかかるかということを二年間にわたつて調査したというやつが出ておりました。あれを見て、かなりの金持ちの人が、これならわれわれの生活と同じだと言つたのをそのわきに書いてあるのを私は読んだ。そういうことになる、あなたの言つておるようなことにならぬわけですか。いいですか、最も生活必需品である砂糖あたりが一体幾らかかつておるかといふと、四三・一%もかかつておる、消費税ですよ。そういうところにやはりもう少し配慮があつてしかるべきじゃないか。物品税のような、とにかく所得税納めなくてもこれは納めておるのですから、生活している以上は物品税取られておるのですから、取られておるといふと語弊がありますけれども、物品税はちゃんと納めておる。そういう階層にまでひとつ影響するような減税をやはり打ち出してもらふねと、高いところばかりたくさん減税をして、だんだん下へいけば下へいくほど細まつていく減税ですよ。今度は多少でも減税になるから、この法律案を通してやろうという多少のいま気持ちになつておる。何%くらいは通そうという気持ちになる。しかし、たいがいパーセンテージは上に厚くて下に薄いから通すまいという気持ちもある。ましてや物品税なんというものは、輸出だからといって軽減税率を二カ年間延ばすが、しかし、その他の物品税については何ら考慮をしない。国民生活必需品、しかも貧乏人が納めなければならぬ物品税などについて何ら配慮しない。こういうことなんです、まあ泉さんが今回の改正は悪法だつた、こういうことをきのう言明されたといふことを聞いて

おりますから、それ以上のことは言ひませんけれども、悪法でない、最もよい税金の体系をつくつていただくといふことはうにひとつ努力をしてみらうといふことで、二年なり三年の間に大いにやろうといふことでありますから、どうかひとつこの議論を身にしみてお考えをいただいて、よい物品税の減税を打ち出していただくようにお願いをして、あまり長くやるな、十四もあるのだから、こういうことでありますから、次へ移りたいと思ひます。それにしても自民党さんはいないようだけれども、少し休憩いたしましうか。

○委員(新谷寅三郎君) 速記をとめて。〔速記中止〕○委員(新谷寅三郎君) 速記を起して。○柴谷要君 それではガソリン税、軽油引取税について、これはあすあらためて建設省の關係者をひとつ呼んでいただきたいと思ひます。これは目的税であることは間違ひありませんが、昭和二十九年に道路整備財源の目的税として制定されたものです。それから以来今日まで、一体ガソリン税は何回ぐらゐり値上げになつてきたか、その上がつたときの理由、そういうものについてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) 先ほど柴谷委員のおことばでございしますが、私、今回の税制改正が悪法だと言つた覚えはないのでございまして、訂正さしておいていただきます。それから揮発油税は目的税といふことにはなつておりません。目的税的な

おりますから、それ以上のことは言ひませんけれども、悪法でない、最もよい税金の体系をつくつていただくといふことはうにひとつ努力をしてみらうといふことで、二年なり三年の間に大いにやろうといふことでありますから、どうかひとつこの議論を身にしみてお考えをいただいて、よい物品税の減税を打ち出していただくようにお願いをして、あまり長くやるな、十四もあるのだから、こういうことでありますから、次へ移りたいと思ひます。それにしても自民党さんはいないようだけれども、少し休憩いたしましうか。

○委員(新谷寅三郎君) 速記をとめて。〔速記中止〕○委員(新谷寅三郎君) 速記を起して。○柴谷要君 それではガソリン税、軽油引取税について、これはあすあらためて建設省の關係者をひとつ呼んでいただきたいと思ひます。これは目的税であることは間違ひありませんが、昭和二十九年に道路整備財源の目的税として制定されたものです。それから以来今日まで、一体ガソリン税は何回ぐらゐり値上げになつてきたか、その上がつたときの理由、そういうものについてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) 先ほど柴谷委員のおことばでございしますが、私、今回の税制改正が悪法だと言つた覚えはないのでございまして、訂正さしておいていただきます。それから揮発油税は目的税といふことにはなつておりません。目的税的な

性格をもちまして揮発油税と同額を道路整備のために予算に計上するということにはなっておりませんが、地方道路税及び軽油引取税は明確に目的税として規定されておりまして、揮発油税は目的税として明確に規定されておるのではありません。お話を揮発油税の税率でございしますが、これは戦前の状態は別といたしまして、戦後、昭和二十四年に復活いたしましたので、それから昭和二十六年、そのときは小売り価格に対する従価税率でございしましたが、二十六年から従量税率になりました、一キロリットル当たり一万一千円であつたのでございします。それが昭和二十九年から道路整備財源に使用するということになりました、このとき一八%引き上げられまして、一万三千円になりました。それから三十二年に四一%引き上げられまして一万八千三百円になりました。三十四年に二四%引き上げられまして二万二千七百円になりました。三十六年に一五%引き上げられまして二万六千六百円というものが現行税率になつてゐるのでございします、これらの引き上げの理由はそれぞれ道路整備財源を増強する必要があるということでございます。今回さらに一〇%引き上げまして二万八千七百円、揮発油税と地方道路税と合わせまして二万八千七百円の税率にするように御提案申し上げておるのでございします。

○柴谷要君　しかし、これほど年を越すに従つて改正改正できたものはないと私は思うのです。目的税のなんと言つていられるけれども、道路財源に必要だから増徴するといふんだから、目的にきまつてゐるじゃないですか。目的

税ですよ、これは。「的」なんて入れるからいかぬ。目的税には間違いありませんよ。そこで、現在の小売り価格は四万四千二百円、税金は幾らかかといふと、現行では二万六千六百円ですから税率はすく出る、六〇・五%、これはたいへんな高率だと思ふのですよ。これより高いものはほかにありませんか。一つあるだけですね、ガソリン税より高いのが、一つありますね。大体これに類似的、税率の高いものを幾つかあげてくれませんか。

○政府委員(泉美之松君)　たゞこれは、これは専売益金の形をとつておりますけれども、小売り価格に対する専売益金の割合は、品物によって多少違ひますけれども、大体六三・五%から六四・五%くらいになつております。それは、清酒のうち特級酒などが六〇%を上回つておりましたけれども、これは減税の結果、現在は五〇・七%でございまして、まあ消費物資としましては、いま申し上げましたたばこくらいのもので、揮発油と同じくかなりの小売り価格に対する負担と、こういうことでございします。

○柴谷要君　確かにたばこだけが上で、あとはみな下ですよ。ビールが五二・三%と低い、清酒一般なら四〇%でしよう。ところが、現行が六〇・五%で、これに一〇%という七〇・五%で最高になるわけです。一〇%上げて七〇・五%ですか、どうなるわけですか、その点をひとつ。

○政府委員(泉美之松君)　今回の税率引き上げが、そのまま小売り価格に反映するといふした場合に、消費税の負担は、小売り価格に対して六

二・七%になるのでございします。これはイギリスの六三・五%、西ドイツの六三・五%にほぼ近い数字でございします、フランスの七四・三%、それからイタリアの七六・二%に對しましては、まだわが国の揮発油税の税率のほうが低いといふことになつております。もつとも、これは小売り価格に對して税率が低いといふことだけで、なお今後増税の余地があるかどうかといふたような判断はできにくいと思ひますので、一応数字の比較だけ申し上げます。

○柴谷要君　泉さんは、同じような数字が出てくるという、必ず外国の例を引かれるんですね。ところが、西歐諸国のガソリン税は目的税ではない。フランス、イタリアの税率が高いのは、直接税をきつて、国民感情から、間接税や流通税のほうが高くなつてゐるのです。そういうきらいがあるでしよう。税体系自体が違ふでしよう。だから似かよつた数字が出ると、必ず諸外国の例を引くんです。それで少しまきつてみますと、はれ見ろ、日本のほうがいいんだと、こういうことを言うけれども、だめなんです。これは一体、国民所得の状態からいって、課税最低限の問題に於いて、課税でしよう。これは十分御認識のことなんです、いまイギリスの例が出たから言ひます。イギリスの課税最低限度は七十三万一千三百八円、日本は幾らかといふと四十三万、国民所得の平均なんといふものはえらい違いがあるわけなんです。そういう国柄と比較をしますけれども、それは間違ひ。そういうことでなしに、現実の日本の実態の中から、ひとつ討論しましょう。それで、ガソ

リンの使用といふものは、一体どういふふうな分布状態になつてゐますか。官庁の車が使つてゐるのか、トラックとか、バスだとか、そういう営業車が大半使つてゐるのかといふと、私はそうじゃないと思ふ。ガソリンといふものは、中小企業の一軒一軒が持つてゐるあの小さな車、これが現在のガソリンの五〇%は使つてゐると思ふ。そうすると、この税金が上がることによつて、中小企業の負担といふものが重なる、それが今回あなた方が苦心をされてつくられた――先ほど悪法とあなたが言つたといふのは取り消してもいいのです。ただ私は、他の同僚議員から聞いたから引用しただけなんです。

ところが、ほかで減税しても、このガソリン税の値上げによつて、ある商店では、計算してみたらもうけがふいになつちやつてゐる。支出がよけいになつちやつてゐる。そういう例が出るんです。厳密に計算をしますと。だからこういうものを上げる場合には、ひとつ慎重にやつてもらいたいといふのが結論になるわけですが、大体、基礎物資に対する課税が、目的税的なものであつても、こういう高率であつていいのかどうか、これが基本だと思ひます。これに対する見解をお伺ひしておきたい。

○政府委員(泉美之松君)　道路整備の必要がありまゝ場合に、その財源を何に求めるか、これはそれぞれの国によつていろいろ違つております。お話しのように、外国でも、西ドイツは揮発油税を目的税にいたしております。フランスはそうではございません。そういういろいろな違いがございします

が、しかし、どこの国におきましても、揮発油からの税収を相当道路財源に使つておるようではございします。わが国の場合におきましては、御承知のとおり、社会資本のうちでも特に道路の整備がおくれておりますので、これを急速に整備することが、他の産業投資とのバランスからいきましても必要だといふふうな考えられておりますが、そういう点からいまして、揮発油税と軽油引取税に相当多くの財源を求めざるを得ないといふ状況にあるかと思ひます。ただもちろん、揮発油税あるいは軽油引取税以外に、そうした道路建設については、建設公債を発行すべしといふたような議論もございまして、これらの点につきましては、今後なお十分検討すべき問題であらうかと思ひますが、現在までのところ、わが国では、御承知のとおり健全財政といふことで、税収によつてまかなつてまいつておるわけではございします。しかし、今回の揮発油税の引き上げによりまして、揮発油の小売り価格に對する税負担の割合は相当高くなつてまいりましたし、また現在、石油精製業界は、特殊な状況にあるとは申しながら、そういうたゞ業界が非常に混乱をしておると、今後、揮発油税の税率の増加にあまり多くは期待できなくなるのじゃないか。他方、道路整備の必要はますます高まつてまいつておるもので、この間の財源調達をどうやうしていくかといふことは、わが国として今後慎重に考えなければならぬ問題である、かように考えております。

○柴谷要君　私は、道路財源の受益者側としては、それは当然負担するとい

うことは考えられるわけですから、それその限度をこしてまで押しつけるというやり方についてはどうも納得がいかない。それから、これは明日また建設省の關係の人に尋ねようと思ふんですが、道路五カ年計画の一期、二期を通じて六兆の金がつぎ込まれるのです。確かにそれは道路は

がめますか。これはよくないという考え方が必ず出てくると思う。声は小さくてもいいですから、これをなおすためには、あなたはひとつ大蔵省内で正論をうんと吐いてもらわないと困る。そういう点について御見解を御表明願いたい。

○政府委員(泉美之松君) おことばではございますが、私も建設省から、御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

御承知のとおり、道路の五カ年計画をつくつても、大体五カ年たつたうちに

です。その場合に、いま政府が答弁をしているのは、一番道路がよくなくて便利をするのは自動車じゃないか、こういうのです。確かに、いい道路と悪い道路を走る場合には、自動車はいい道路を走つたほうが都合がいい。これは利益の一端でしょう。しかし高い所から見た場合には国民全体じゃないか。そうでしょう。そういう場合に、ウエートをいつも自動車がい道路を走ればタイヤの減りも少ないし、機械の故障もないだろう。だから、これくらい取つてもいいんだというので、毎年毎年増徴してきた。そういうことが累積されていったら、しまいには税金が大半でほとんど品物の値段というのになくなってしまふ、こう思うのです。ところが今日まで、道路がよくないというところががまんをしながらも、この増徴を止めた。そういうふうなまあ値上げをしてきたんですけれども、ここで矛盾が一つ生まれてきていると思ひます。公共料金一年間据え置きというやつを政府がきめた。ところが、この一年間据え置きの中でどうにもならない問題が一つできてくる。これはわれわれが言うのはどうかと思ひますけれども、公営企業の中におけるバス業界、バスの営業ですね。これなどは年々累積されている赤字の上に、今度はガソリン税の値上げということで、赤字がまた累積されるわけです。これについてはほかの手を打ってあげます、こういう政府の考えが一枚あるようにありますけれども、独立採算である東京都のような交通事業の中では、これはたいへんなことになると思う。こういうものは、こういうガソリン税

値上げをするときに、そういうことも加味して公共料金一年間据え置きと、こういうことをおきめになったのですか。これとは別に、何でもかんでも物価抑制、国民の手前、物価の引き上げを押えるために一年間公共料金を押えてやろう、こういうことで先走つて、あとで河野さんに突き上げられて、財源がなくて、ついガソリン税値上げと、こうきめたのでしょう。そうじゃないのですか。そうじゃなければ、どうも論旨が合わないのです。ちやうど衆議院で損害保険料の五千円を一万円に上げた、二千円を三千円に修正したのです。それを同僚議員であるが、院が違ふからといって、われわれがはつきり裏づけしてくださいということを言つたけれども、きのう泉さんが答弁になったのは理屈じゃないのです。とにかく全会一致で国会の意思決定をしたのだからということで最終的なあれなんです。ああいうのじゃなくて、その議論が納得するかしないかというとは別として、ちゃんと理論体系を整えてもらわなければならぬ。ところが一年間公共料金据え置きときめ出しておいて、それならば、一年間据え置きさせても現状を維持できるような状態にこの企業を全部やらしておくと、そうじゃなくて、出費のほうは強要するわけでしょう。そうすると、このバス業界あたりがいま盛んに国会に陳情しておるのです。こういう政治は愚の骨頂だと思ふ。こういうことについてどういふ別な考え方があられるのか。いま私が申し上げたように、先にきめちゃつて、あとは、これは差し込まれたのだからやむを得ぬとお考えになっておられるのか。そう

いうことで、このガソリン税、軽油引取税の値上げでちゃんとこうやって先にきめておいて、こういうものを加味して公共料金据え置きと政府としてきめられたのか。これは大臣に何う筋合いですけれども、大蔵省だってこれに何ら関与しないことはないと思ひますので、その今日の状態を率直に聞かしていただきたい。

○政府委員(泉美之松君) 今回の措置は、私の記憶いたしておるところでは、揮発油税、軽油引取税の引き上げがきまりましたあとで、公共料金は一年間据え置きという決定がなされたのでございます。過去の経緯をごらんいただきますと、揮発油税は、先ほど申し上げましたように、二十九年に道路整備財源として目的税的に使つたようになりまして、以来三十二年、三十四年、三十六年と数回引き上げが行なわれたのでございますが、バスあるいはトラック料金の引き上げは、必ずしもその揮発油税の引き上げのときに行なわれたものではございませんで、多くの場合、人件費の關係から引き上げが起きておるのでございます。今回の揮発油税の一〇%引き上げによりまして、もちろんそれがバスあるいはトラックのコストに若干影響があることは事実でございますが、しかし、それだからといって、それだけでバスの料金あるいはトラックの料金をそれほど引き上げなければならないという事情にはないと思ひますのでございますが、たとえて申し上げますと、一車一キロメートルあたりの運賃は、現行のバスでございまして七十円五十四銭でございます。その中に占めます揮発油税の負担額は、従来が八円八十七銭、これが

的税的、あるいは地方道路税は目的税であり、その点からいいますと、道路に使用する自動車用以外の用途に使用されるガソリンは免税するという趣旨で農業機械のガソリンの免税を行なうとしますれば、ひとり農業用のみならず、漁業用、林業用あるいはそのほかの揮発油ライターあるいは溶剤用あるいは工業でなく場合、このういったいいろいろ用途があるわけでございます。その範囲まで減免を行なうかという問題があるわけでございます。そこで自動車用以外に使うけれども、農家とか漁業あるいは林業の場合には、その所得が他の場合に比較して零細であるというところにかんがみまして、その税負担を軽減するのだという見地からいえば、農林漁業用という範囲が一つ出てくるわけでございますが、この場合、中小企業が使用するガソリンについてどう考えるべきかという点が問題になるわけでございます。

次に、減免の額について問題が一つございます。これは先ほど申し上げましたように、揮発油税が道路整備財源として使用されるようになりましたのは昭和二十九年以降でございます。それまでの税分は、これは本来の揮発油としての消費税としての性格から見て御負担願えるということになりますと、それ以後の増徴分ということになります。先ほど申し上げましたように、今回の増徴分を加えまして、一キロリットル当たり揮発油税と地方道路税を合算して二万八千七百円でございますが、昭和二十九年前は一万一千円でございます。一万七千七百円分

を減税するということになるわけでございます。で、その金額が計算してみますと、農業用のみの場合におきましては約六十億円、それから自動車用以外の用途全部に及ぼすというところになります。大体これは道路整備五カ年計画の四兆一千億という計画に対していかなる影響を持つかという点も考えなければならぬ点でございます。

その次に、それでは減免をするすればどういうやり方があるか、技術的に検討いたしますと、大きく分けて二つあるかと思ひます。一つは減税切符発行方式と申しますか、たとえば農業用の耕うん機でございますと、その標準燃料消費量、それから耕作面積といったようなものを基礎といたしまして、減税によって揮発油を購入し得るといった切符を税務署が発行いたします。農家はこの切符をもって販売業者から安い価格で購入する。そうして販売業者は税務署の承認を得ました上で、これを卸し売り業者を通じて製造業者まで戻していきますと、その後製造業者が揮発油を出荷いたします。その分だけ税率を安くする、減税切符を発行して玉がえをしていくというやり方でございます。まあこれについて問題点は、各人ごとの消費量の決定が、先ほど申し上げましたように耕うん機の標準消費量といったようなものからやっていくわけでございますけれども、その決定はなかなかやつかいであるということ、それから減税切符の発給とか、減税確認のために税務署の事務量が相当たくさんふえるのでございます。現在の見込みでは、計算いたしますと約千人税務官を増加する必

要があるというふうになっておるのでございます。それからもう一つの問題点は、これによって購入いたしましたガソリンが耕うん機などに使用される場合には問題ないのでございますけれども、子供がモーター・バイクに乗るというときに使用しても、これはなかなか取り締まるというところは事実上できません。そういう意味でこの減税切符が売買などによって流通するといった点もありまして、揮発油税の取り締まり上いろいろ問題があるのでございます。

もう一つのやり方といたしましては、これはアメリカでやっているやり方でございますが、消費者へ税額を還付するというやり方でございます。これは消費者である農家に耕うん機でガソリンを使用した数量などを記載させておきまして、その申告書を税務署へ提出させまして、その申告書に基づきまして減税額を還付するというやり方でございます。しかしこの問題につきましては、いまの農家の実情からいいますと、そういう記載をしてもらうということは、非常に困難ではないか、それからまた還付の事務が非常にたいへんなことになりまして、ことに還付の時期がおくれて一年たったときということになりますと非常に面倒な手数ではないか。それから還付を行なった後に、はたしてその記載が正しかったかどうかというようなことを調べるというところになりますと、無用のトラブルが起ころしはしないかという点からいいますと、この方法はアメリカではともかく、日本としては実行困難で

はなからもう一つの考慮をわけでございます。したがって、これらの問題点につきまして目下検討をいたしておるわけでございます。その検討の結果、四十年以後どうするかというところを決定するわけでございますが、同時にこういう減免の方法と同じような効果をもう一つの農家に与えるには、歳出のほうでそういうことはできないかといったような点もございまして、大蔵省といたしましては、ひとり主税局だけでなく、主計局その他も加わりまして、大蔵省全体としてどのようにこの問題を処理するか、今後慎重に検討するという段階にあるのでございます。

○柴谷要君 泉さんから大臣の腹の底まで聞こうたつてこれは無理なことなもので、後刻大臣が見えることになつておりますのでそのときにしたいと思つたのですけれども、とにかく四十年以降農村を対象に何らかの処置を検討してみたい、こういう答弁であつたことは間違いないやうであります。そこで、私はやはり国民所得の面からいいますと、農村漁村と都市集中の状態で、農村から見ますと、格差が非常に大きい。こういう点から考えますと、もう一農村だけではないに、農村、漁村に及ぶこれらの問題を検討されるのが望ましいのじゃないか。確かに特定な処置をとられるわけですが、いろいろの点でむづかしい点が生れてくると思ひますし、事務も繁雑になつてくると思ひますので、なるべく簡素な、うまい方法ができれば大臣が言明されたことを生かしてもらいたい、こういうふうに思つております。できれば徴税の方面でどう言われて

おりますけれども、こういった無理な税金の取り方によつて生まれてくるようなことはしないほうがいい。第一ガソリン税の値上げを出さなければよかつた。そうすればそういう繁雑なものがないので、こういう法律案は出さないほうが一番いいんです。こういうふうに結論はなつて思ふのです。しかしまあ、これがどうも審議の熱のないところじゃない、非常に熱意を持って審議しているんですから、これを何とかけりをつけないければいかぬというところになるとこれが実施されるので、これがそれじゃ実施された場合に一体どうなるかということで、課税方法の仕組みについてちょっとお尋ねしたいと思ひます。

納税期限の定め方、これはガソリン税を一体どこで取るのか、取つたらば、きょうガソリンが売れたと同時に、税はその日から起算して何日くらいで納めるのか、納税期限の定め方。それからもう一つは、納税期限延長の期間とその運用のしかたの定め方、まとめて答弁をお願いしたいと思います。それからガソリンスタンドなどあるいは大口の石油を売つても貸し倒れというやうなものができるのじゃないかと思ひます。これは商売ですから品物を売ると、ところが使われてしまつたけれども代金の納入がない、貸し倒れができる、こういうときに税は一体どうなるのか。金は入つてこないけれども、一体そういうものはどうするのか、こういう問題。それから四番目は、納税義務者のきめ方、一体だれか、ガソリンスタンドで売つているところが納税義務者か、それ以前の中間的な機関か、それとも会社か、こういったような問

131

上げが二千六百円でございますので、約五千七百円くらいだと存じます。

◎柴谷要君 個人の家で自家用小型トラック一台くらいで商売をしておるところが、五百何がしの税負担が重くなるとのことになると、直接税の減税が大半帳消しになる、こういう姿が出てくると思いますが、そういう心配はございませんか。

○政府委員(泉美之松君) お話のようには、所得税、住民税等の軽減がございしますが、揮発油税の引き上げによりまして、中小企業が小型トラック一台持つておれば、その値上りの影響を受けることによって、そういった所得税なり住民税の軽減の影響が相抵消されてくるということは、お話しのとおりだと思えます。ただ、中小企業全般として申し上げますと、常に申し上げておりますように、今回の税制改正によりまして中小企業全体としては平年度六百十五億の軽減を受けるわけでございまして、揮発油税あるいは軽油の全体の税収額がその六百十五億円に比べますと、それより少ないのでございしますし、もちろん中小企業が使うのはその何割かでございます。そういった点から見ますと、まだ中小企業は全体としては相当軽減を受けておるということが言えようかと思えます。ただ、個々の事例について申し上げますと、お話しのように所得税なんかの減税がある程度帳消しにされるといことは事実でございます。

○柴谷要君 税の公平な負担、こういう見地から見ると、一面減税をしてやったというのは、とにかく経費もかかることだし、自然増収も出たから、ひとつ軽減減してやろうということで

一面減税をした。ところが、今度はこっちは道路をつくるために金が必要だからといって取り上げたたら、これは帳消しでしょう、そういう解釈になる。そうかと思うと、膨大な減税によつて恩恵を受ける人がある。これは税の公平な負担ということにはならぬでしょう、なりませんね。そういう点が、それは万人に、九千何万の国民に平等と、一分一厘も違わない平等ということ、それはできませんよ。これは望んだつて無理だけれども、しかし一面減税、一面増税ということをやする場合に、特定の人にしろ寄せされる、大きなものにでなく小さなものにしろ寄せされるというこのやり方がいいと思いませんか。先ほどあなたは訂正されましたけれども、この今度のガソリン税、引取税の増徴については悪法だと思います。これはお認めになるでしょう。いい法律ですか、これは悪い法律ですよ。これは悪法ですよ。これは詭弁しようにと悪法だと思っている。腹の中でそう思っている。口に出しては言えないけれども、立場上。これは同僚委員も発言されたと同様に悪法だと思っている。この答弁がないとまた続けますよ。それを認めれば、この程度でやめてもいいと思っているがいかがですか。それに対する答弁を願いたい。

○政府委員(泉美之松君) おことばではございますけれども、先ほども申し上げましたように、道路を急速に整備しないと、わが国の産業投資全般の効率を発揮する上において、道路が一番おかれておりますので、そういう面で道路整備をする必要がある。その道路整備の財源として揮発油税の増徴によりらざるを得なかったというのでござ

いまして、もちろん中小企業の方がその増税を負担していただきますれば、それによって道路がよくなるというまた別の利益も得られるわけでございます。したがって、そういう全体を日本の現状から見てこの際どうすべきかという点から見れば、この程度の揮発油税の増徴をこしんぼういただきました、そうして道路が非常によくなって、トラックなどによる物資の輸送が円滑に行なえる、そうしてそういったトラックの運送コストも非常に安くなるというようなことになることが望ましいと思うのでございます。そういう意味では、今回の揮発油税の増徴はやむを得ない措置である、かように考えるのでございます。

○柴谷要君　道路がよくなるんだから、まあまあがまんをしてもいい、こういう気持ちが真実だと思わね。まあまあがまんをしてください、まあまあがまんをしてくださいというのは、多少控え目の言い方なんです。このくらいは当然負担をしても差しかえない、こう胸を張るのがいい法律なんです、そうでしょう。ところが、まあまあ道路をよくするためにやむを得せんから、ひとつ負担をしてくださいというのは、これは胸を張って言える法律案じゃないんですから、これはいい法律じゃない、こういうことになる。そうすれば悪法だと思わね。そうすれば、あなたが言わねとしても顔にちゃんとあらわれているからこれは悪法だという、こういう結論がつく。これなら理論がちゃんとつく。理論体系がつかます。そういうことです。だから、これを認めるほうが賢明だと思ふ。そうでないと思ふです。

よ、課税最低限の割合などここできくとくど述べなくちゃならぬ。それじゃ一体一方では道路のためにわずかな小額な小型トラック一台持っている人間が、減税という政府がいい方針を打ち出してくれて恩恵に浴したら、とたんに今度は道路のほうで、おまえは小型トラック一台持っているから、車がスムーズに動くようになるから、ここで税金を出せというので取り上げられてしまう。そうすると、減税に浴するところが一銭もないということになれば、この国民は一体減税が行なわれて助かりましたと喜ぶ国民は一人もないでしょう。そういう階層が相当ある、調べてみると。これは泉さんおっしゃるまでもなく、今度の四十年の税制改正には真剣に考えてもらいたいと思うのですよ。それで一体国民の課税最低限というのは何%ぐらいが一番いいと思いますか、所得に対する課税の最低限。課税最低限というのは、現在は五・六%になっているでしょう。それが五〇%がいいのか、四五%がいいのか、どういふのが一番いい国民生活が安定をしているという線でいけるかどうか。収入の半分以上を税金で取られてしまふという姿がいいと思いますか。それをひとつそのパーセンテージを、あなたの目標とされるところ、それをとお尋ねしたいと思うのです。

○政府委員(泉美之松君) 御趣旨は所得税の場合に、この所得者のうち何%程度が納税するのがいいかという御趣旨かと思えます。この点につきましては、所得者の種類によつてずいぶん違ふわけでございまして、御承知のように農業所得者は比較的に所得が低うございまして、所得者のうちで納税いた

しておりますものの割合は、最近におきましては非常に減っております。農業所得者全体の六〇程度が納税いたしておるのでございます。これに對しましてそれとまた農業以外の事業所得者の場合におきましては、約二二の割合が納税しております。これに對しまして給与所得者の場合には給与所得者のうちの六二ぐらいが納税をいたしておるのでございますが、でこれらをひくくめまして世帯単位で考えてみますと、日本の全世帯数の二千二百五十万世帯のうちで約そのうち一人か二人所得者がある場合に、その世帯のうち一人でも納税者がある世帯を勘定いたしますと、その世帯数は約五三・五〇程度に相なっております。で所得税の考え方につきましては、この所得の再配分機能ということに注目いたしますると、できるだけまあ比較的大きな所得者から所得税を徴収いたしまして、これを社会保障その他の経費に使つて、ということが望ましいという見方もございます。もう一つは、国の財政を国民ができるだけ広く負担するのが望ましいんだという考え方からいたしますと、できるだけ多くの人が税金を納めていただくような組織がいいという見方もあるわけでございます。したがって、その国の置かれておる財政の状況、歳出の内容、こういったものの割合に關連するのではないと、一律に、一が、二に納税者が何〇程度が望ましいといふことは、なかなか言い切れないと思つております。ただ、所得税の中では先ほど申し上げましたように、給与所得者は比較的所得者のうちに納税する人の割合が多い、農業あるいは農業以外の事業所得者の場合は、その割合が低いと

いうことになっておりますのは、もちろん所得の多寡によるわけでございますけれども、しかしこの点につきましては給与所得者がどうも割合が悪いんじゃないかといったような点もございします。これは結局課税最低限と申しますか、控除などの額が比較的少ないために、税務署で正確に所得を調査して課税するのいろいろ困難がある向きも考えられるのでございます。そういった点からいたしますと、今後機会あるごとに所得税の減税を行ないまして、そういった控除を引き上げるといふことが必要であらう、かように考えておるのでございます。

○柴谷要君 ガソリン税及び軽油引取税についてはあすまた建設省の方にお伺いすることにして、大体大蔵省の御意見はわかりましたから、きょうは時間もありませんから他の同僚議員に譲りたいと思ひます。質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございしました。

○渋谷邦彦君 とん税と特別とん税についてお伺いいたします。

今回の提案理由を見ますと、港灣経費の赤字を埋めるといふことが第一点。それに関連して國際収支の改善に資すると、こういう内容のように思ひます。そこで、今日まで推移を考えてみますと、ものすごい赤字が累積されておるようでありますが、初めに伺いたいことは、今回の改正によって根本的に改善できるとはとうてい思ひませぬが、どの程度までに改善できるのか。それについてまず最初に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木庸一君) 補足説明で申し上げましたとおり、この今回

の改正によります収入は、収入増は、そのうちで外貨収入になると認められますものは十二億四千万程度でございまして、外貨換算約四百萬ドルと考えておる次第でございします。

○渋谷邦彦君 大体四百萬ドルということになりますと、とうてい焼け石に水のような感じを受けるのであります。この貿易外収支状況について昭和三十九年度の見込みがここに出てくるのですが、この出たところの赤字、予想される赤字というものはとうてい埋められない。一体そうしますと、いささか改善にはなるでしょうが、これだけのとん税率を上げて一体はたして改善になるのかどうかという疑問がここに出てくるのですが当局として一体どういうところ根拠を置かれて今回の改正案を試みられたのか、その理由についてお伺いしたと思ひます。

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のように、現在見込まれております貿易外の赤字五億四千万に比較いたしますと四百萬ドルという金額はまことに僅少でございします。しかし、小さなものを積み上げていかなければ貿易外収支の改善といふことはなかなか困難であるという状況にございしますので、やり得るものから実施するといふたてまえで行なうものでございします。もちろん、根本的に貿易外収支の改善につきましても、この赤字の大きな原因をなします海運関係、その改善につきましても、鋼船の積み取り比率を上げ得る上に船腹の拡充その他の措置を講じなければならぬように思われましますし、観光収入その他の増加等もはからなければならぬかと考える次第でございします。

○渋谷邦彦君 やりやすいものからまあ積み上げていくものからという御趣旨はよくわかるのであります。この三十五年度以来の統計を見ますと、はたしてこれが積み上げられてきた内容であるのかどうか、これもまた非常に疑問があるわけでは、またそれが国の港灣設備等については、またその他のいろいろ関連した業務については、特に外国船舶の入港が激しくなつて、一そうこの問題が焦点となつてくるのではないかと。このように思ふわけですが、はたして、いままで積み上げてこられた内容がどういう内容で、どのように改善されてきたのか、その推移について述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊誠君) 貿易外収支の大部分は、貿易に伴いますところの運輸関係すなわち貨物運賃、港灣経費、それから用船料、貿易商社の事務所の経費、貿易商社、海運会社、保険会社等の経費の送金関係、そういうふうなもの大部分でございします。なお、その他の項目といたしましては、外貨の導入に伴いますところの利潤の送金、技術の導入に伴いますところの特許料の支払い、海外旅行関係の支払い、こういうものでございしますが、大部分のものは貿易に伴う支払いでございします。もちろん受け取りもございします。伸びておりますので、どうしてもこれらの関係の支払い——受け取りもふえておるのでございしますけれども、たとえば船について申し上げますと、船腹の増強がはかれないとか、したがって用船がふえるとかというふうなことで支払いの増加のほうが非常に多いわけ

であります。そういうことで、貿易外の支払いには年々受け取りを大きく超過いたしてまいつておるのでございまして、いまや放置を許さないという段階にまいつておるのでございします。

○委員長(新谷實三郎君) 渋谷委員に申し上げますが、成瀬委員の質問を……

○成瀬輔治君 大臣に特に御発言を願いたいと思ふのですが、先般来から租税特別措置法のうち、輸出振興の問題について今回の租税特別措置法の改正の中でいろいろ議論をしてまいりました。で、当局においても、種々努力されたというところは、われわれも十分了解をしておるわけでありまして。しかし、何かもの足りないではなからうかというふうなことも、また事実の問題でございします。そこで、大臣のお手元にもお渡ししておるようなことにつきましても、各党間の理事におきましても一応いろいろと検討をしてみました。しかしし全会一致というのではなしに、全会一致ということになるといろいろ問題がございしますから、若干のズレはございましてしょうけれども、大幅としては大体意見の一致をみたものでございします。そこで、便宜から読み上げつつ説明を申し上げて、大臣の決意を承りたいと思ひます。

その第一点は、御案内のとおり、輸出証明書を商社がメーカに対して出すように、中小企業に対して行政指導を行なうこと。したがって大臣のほうからは、これは所管外だということがなしに、政府を代表してひとつ御答弁を願いたいと思ひます。これは何も商社が輸出証明書を出不いたためにメーカが不利になるといふことではございませぬ。したがって、商社のほうもメーカ育成の立場からいけば、たいした問題もないようでございしますから、中小企業に対しては、行政指導を強化してこの輸出証明書メーカに対してはも渡すようにしてまいりたい。

その二は、輸出振興のため、中小企業に対して金融の道を強化するとともに、中小企業近代化促進法の業種指定を積極的に拡大すること。これは政令で通産省と大蔵省との合議の上いろいろきめられておるようであります。そこで、輸出振興のために業種の問題について積極的に今後していただくというところで非常にいいことじゃないか。

三番目は、輸出振興のため、中小企業対策を考慮して何らかの優遇措置を次期国会で講ずること。この点は必ずやるのだということになると、非常に私はきついな文書になります。昨日野々山委員に対する大臣の答弁も、積極的に前向きな姿勢でやるといふことは、ことばの裏を返せば、こういう意味にもなるかもしれない。しかし、検討をしてみただけでも、何も知恵が出てこなかったということにもなり得るかと思ひます。こういうことは私には不可抗力だと実は思つております。不可抗力の問題については、そのことについてどうこうするつもりはない。しかし、何らかのものはあるであらうというのを期待をしております。以上三点について、特に大臣から政府を代表しての御答弁を承りたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) 非常に適切な三条件を御提示いただきました。ま

ことにありますがございました。政府といたしましては、輸出振興は最大の重要施策でございますので、かかる御提示がありますことも予期をいたしておることでございます。まず具体的に三カ条に対して申し上げます。

第一の輸出証明書を商社がメーカーに対して出すように行政指導することにつきましては、当然のことでございます。ただ、商社が実際に輸出をしなからメーカーに対して輸出証明書を提出していない例があるやに聞いておりますので、政府といたしましては、今後そのようなことがないように、通産省において、商社に対して必ず輸出証明書を送付するよう十分な行政指導を行なうつもりでございます。

第二の輸出振興のための中小企業対策を考慮して何らかの優遇措置をとること、しかもこの業種指定を行なうことということがあります。これはもう当然そうあるべきでありまして、輸出に關係のない他のものさへも指定しておるのでありますから、輸出振興のために、かかる業種を指定するということとは当然のことと思ひまして、この御提示の趣旨に沿うように大いに努力したいと思ひます。

第三の輸出振興のための中小企業に対する金融の道を強化するというところでございますが、これもそのとおりでございます。考へて何もないというところもあり得るのです。そういうお話でございますが、考へれば必ず道があるはずでございますので、政府もこの趣旨を体して、あらゆる角度から輸出のために努力をして、中小企業の金融対策に万全を期すように、何らかの措置を考へたいというふうに考へております。

ておるわけでありまして。
○委員長(新谷寅三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め

て。

○渋谷邦彦君 お忙しいところ、大臣の御出席をいただいておりますので、大綱的に一、二の点について、いまとん税及び特別とん税のことについて伺っております。いま私の手元にあります資料の中で、昭和三十五年以来のわが国の港務経費がまことにおびただしい赤字を累積しているわけでありまして、政府として、今後この港務経費の赤字というものは、現状であれば、たとへば年度の改正の内容を見ましても、貿易の自由化に伴つて、当然いろいろな支出のほうも相当大幅に考えられますので、むしろ今後の赤字というものが相当に考えられるのじゃないか、このように思ふわけでありまして、この港務経費の赤字を補てんし、国際収支の状況を改善するという根本的な方法を現在お持ちになつていらっしゃるのかどうか、それを大綱についてお伺ひしておきたい。

○国務大臣(田中角榮君) 貿易外収支の状況を見まして、特に港務経費が非常に赤字の原因になつておるということも御指摘のとおりでございます。政府もこの事態に対処しまして、今度のとん税及び特別とん税に対して改正をお願いいたしておるわけでございます。これは率直に申し上げまして外国の港務使用料は非常に高いわけでありまして、こちらは今年改正しても、まだ二分の一ないし三分の一ということもございまして、香港その他安いところも

ございまして、おおむね常識的に見まして非常に高い。外国のほうは高いということもございまして、ですから率直に申し上げると外国船を使つておりますと、日本の港務が安いので、外国に対してサービスが過ぎるんじゃないか、こういうことも言われるわけでございますが、急激に引き上げてまいりますが、日本国内の船主に対しても負担があるわけでありまして、でありますから、今度のように船舶固定資産税というやうな問題でカバーできる面はよろしいと思ひますが、これから二倍に引き上げると仮定いたしますと、国内船主に対しても何か差別的に、国内船主は現在据え置きであつて外国船主に対しては高いということができ得れば、もうこういう問題の解決は簡単なわけでございますけれども、そういうことこそ差別待遇でガットで問題になるわけでありまして、外国との交渉で非常に問題になるわけでありまして、私のほうの考え方からいたしますと、国内船主に対しては何かほかのことである、いゝめんどろを見ながら、港務使用料、水先案内料その他すべての港務経費であります。だんだんと上げていくという方向にあると思ひます。ですから今度船をたくさん日本船主がつくたいたしまして、外国の港務使用料は非常に高いので、計算をしてみますと、船をつくただけで貿易外の赤字が消えないというやうな一応の計算も出るわけでございますので、諸外国の状況も十分参照しながら、できるだけ、今度の改正もその第一段でございまして、そういう意味で貿易外収支の改善対策に資したいという考へを、基本的に持つておるわけであり

ます。

○渋谷邦彦君 そうしますと、将来に

おいてはこの港務経費の中にいろいろな内容がございまして、こうした内容についても、逐次世界の港務経費と歩調を合わせるというわけにはまいらな

いと思ひますが、合理的な、あるいは常識的な、そういう基本的な線を改正されつつ港務経費の赤字を埋めていく。そうしてまた貿易外収支に寄与していく。そういうふうないまの大臣の答弁で考えられるのでございまして、何せこの内容を世界の主要国と比較しますと、おそろしく低いわけですね。ここにずっと出ている内容を見ましても、そうでございまして、なぜわが国だけが世界の主要国と比較したとき、非常に安い費用であつたのか。またこのバランスは、過去においては十分是正できる機会があつたのではないかと、このように考えられるのでありますが、そこに政府として今日までたどつてこられた改正できなかったという理由についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) これはまことに申しわけない話でございますが、大蔵省当局としては、このような方向で考へてきたのでございまして、運輸省当局としましては、国内船主に対して負担がかかる、こういうことに重点を置いておつたわけでありまして、しか

し運輸省と大蔵省の間でございまして、もう少し早くからかかる問題に対して、もっと前向きで対処すれば、おしかりを受けないで済んだわけでございますが、今度の改正案に對しまして、なかなか従来の主張が非常に強かつたわけでございます。大蔵省がも

のをやると必ず何か税金をよけい取るというやうにとられますので、どうも大蔵省の言うことはよろしくないというところでございまして、私は運輸省に話をしまして、こういう計算になりますと実際にいいて国内船主負担は減るのでございまして、こういうことを申し上げたら、運輸省も政治家のご意見を承りますから、大所、高所から、いや、こういうことが事実であるならば、事務当局を押えましよう、こういうことでこれは急転直下きまつたわけでございます。いまになつて数字をお示しをすれば、何だ、こんなことはわかり切つた話であるから、もっと早くやれというのであつたであらうと思ひますが、運輸省も、戦後の海運業界の全く相次ぐ不況、それに対してあまりにも、国も海運問題に対しては適切な施策ができなかつたというやうなこともございまして、今日に至つたわけでございます。いまにして思へば、こんなわかり切つた話を、もっとなぜ早くやらなかつたかという、これは政府機関間の連絡が悪かつたことと思ひまして、これは申しわけないことと思つております。大蔵省の連中は、一体こういうことを、こんないい手を昔から考へておらなかつたのだらうかと聞いたら、考へておつたんですが、なかなかというところでございまして、

実際はさつぱらんに申し上げると、以上申し上げたとおりでございまして、こういうことを契機にして、やはり一つづつ国際収支改善の対策に対しては勇気をもってやはり対処していかなければならないというふうに考へておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 確かに全般的に経費を

上げてまいりますと、何といつてもわが国の船主の税負担は非常に重くなる、これは十分に理解できます。いままでそういたしますと、いままでの経過からその船主によつてはいろいろ種類が多岐に分かれておりますので、一がい言えないと思ひますが、いままでのその港費を払えなかった、そういういわゆる未納税と申しましようか、というものがあつたかどうか、またそれに対してはどういう措置を講じてこれたか、それについてお伺いしたいと思ひます。少々こまかい問題で恐縮でございます。

○政府委員(田中角榮君) 事務当局からひとつ。

○政府委員(佐々木庸一君) いままでとん税、特別とん税が未納になつた例はございません。

○渋谷邦彦君 いままで未納になつた例がないとすれば、おそらく相当余裕があるといふ面においては考えられないこともないわけでございますが、特に最近外国船舶の出入港というものは、非常にふえてきておるんじゃないか、今後ともふえる見込みが当然考えられると思ひます。そうした場合には、やはり日本の国内の船主に対する負担については、いまの大臣の御答弁であります、別途対策を立てて、やはり世界的にその収支の改善をはかつていくほうが望ましいんじゃないか、このように申しましたように記憶してゐるのですが、そうした場合には、やはり総合的にこの内容については考えもし、またできるだけすみやかに改正を全面的にする必要もあるように思ひわけでありま

正の方向は一応明確にされましても、その時期等については非常に不明確な点が多かつたように思ひます。わが国の経済事情が、多少なりともこうした面について改善されていくとするならば、非常によろしいと思ひますが、何せ先ほど申し上げましたように、今日までのその内容を見ますと、あまりにも赤字が多いということ、将来においてもこのままでは赤字が非常に累増されていく、先ほど事務当局のほうから回答があつたわけですが、四百万ドルそこそこの増を見ましても、三十九度に見込まれております五億五千万ドルの赤字と比較して見ますと、とうてい、もうどうにもならない、ほんとうに焼け石に水のような気がするわけですが、しよせんはこの穴埋めのためには、どこかの会計から埋められていくように思ひわけでありまして、つまり究極的にはやはり国民の税負担にかつてくるということになりま

す。したがつて、抜本的にやはりいろいろな将来、条件あるいは世界の状況等も十分考察されて、これまた改善に政府としても検討していただければよろしいんじゃないか、このように考えるわけでありま

料、こういう問題は非常にたくさんあるわけでありまして、いままでは国内船主は非常に力が弱かつたために、いろいろ問題がありましたが、私が申し上げたのは、税制上とかそれから金融の上とか、まず海運業者の体質改善をはかるように政府が各般の施策をやつて、そうしてこういうことはやはり外国と同じま

す。したがつて、抜本的にやはりいろいろな将来、条件あるいは世界の状況等も十分考察されて、これまた改善に政府としても検討していただければよろしいんじゃないか、このように考えるわけでありま

船でなければいかぬかという原因を探求いたしました、これらを一つずつ解決しながら、この食糧の中の船だけでも邦船に切りかえられれば、五千万ドルも六千万ドルも違うのでござい

ます。したがつて、抜本的にやはりいろいろな将来、条件あるいは世界の状況等も十分考察されて、これまた改善に政府としても検討していただければよろしいんじゃないか、このように考えるわけでありま

す。やはり小さいものであるというけれども、五百万ドルずつ十重なれば五千万ドルになるわけでありま

す。したがつて、抜本的にやはりいろいろな将来、条件あるいは世界の状況等も十分考察されて、これまた改善に政府としても検討していただければよろしいんじゃないか、このように考えるわけでありま

実際においては、そういう新事実を発見したわけであり。だから私は、こういう新しく発見した事実も、全部一つの机の上に上げて、そして四方八方からこれを検討しまして、長期国際収支の安定という面を考えなければならぬといふことを考えておるわけでございます。そういう倉庫までひっくり返そうといふことでございまして、いかに深刻に、また一生懸命やっていると、また一生懸命やっていると、御理解をいただけると思うのでござい。そういう意味で、ほんとうに政府も国際収支の安定対策については、積極的に取り組んでおるわけでございます。

○渋谷邦彦君 大臣、時間がもう五時でございます。けつこうでござい。

○柴谷要君 ちよっと……、短かいのですが、大臣、きのうの経済関係懇談会で決定になったことが、実は夕刊で報道されている。二十六日の経済関係懇談会というそれに、決定になっているという中で、ちよっと二問ばかり質問したいと思うのです。

「国際収支改善のためには基本的には輸出振興をはかるべきであるが、まず当面は輸出入貨物の積取り比率向上による海運の運賃収入の赤字縮小をめざすことに着手し、」という、ついでに「三十九年度は外航船の建造量を百万総トン以上にふやすべきである」——新聞に出ておるんですよ、新聞のとおりに言ったのですよ。計画造船としては六十四万総トン、自社船を含めて八十四万総トンを三十九年度は考えておるけれども、これを二十数万トンふやして百万総トン以上のものにするの

だ、こういうことで実は提案がなされ、船をふやすことのみによつてなかなかうまくいくものじゃないけれども、総理はこれを了解した。こういうことになっている、新聞は、それからもう一つ、通産大臣の提案で、今後輸出所得増進を認めることについて、ひとつ各省は検討してほしいといふことを言つて了解を得たとなつております。この二点を、ひとつきのうの経済関係懇談会のこととございまして、ひとつ御答弁いただいております。

○国務大臣(田中角栄君) 国際収支の改善対策につきましても、いろいろ考へておるわけでございますが、とにかく早急に結論が出る問題ではありませんで、きのう、まず第一回といたしまして、これから二回、三回と随時開いて、この問題を重要議題として、ひとつ早急に結論を出すようにしていきたい。しかし、きょうやみくもにきめられても、きまるものではないと、きんし、国会に対しては、一般会計及び財政投融資の御審議を願つておるのでございまして、そういう意味で、ひとつきょう総理が言つてもきまるものではないのだ、ひとつ十分検討していただきたいといふことを、私が冒頭にそういう発言をしたわけでございます。

しかし、これはもう国民的な問題でありますので、真つ正面から取組んで、一つずつでもできるものはひとつ片づけていこう、こういうことになつたわけでありまして、まずその中の一つとして、まあ六十四万二千グロスストンの計画造船を考へておりますが、これは少ない、中には自社船二十万トンを入れて、八十四万二千トンという数字

を百五十万トンベースに上げなければならぬという議論もありまして、こんなことを言つてもしょうがない、やると仮定しても百万トンだろうという意見もあつたわけでありまして、まあしかし、そういうものがある片づくわけではありませんで、大体百万トンにしても、財政資金があるかないかという私の問題でもきめられませんで、兵急に言われてもきめられませんで、まだ国鉄の問題もあるし、いろいろ問題があるの、そういう問題とも、重点的にいろいろなことをしてみなければいかぬし、一体金があるかないかという問題もありまして、ひとつ慎重にしてみたいといふことを私が発言をしたわけでありまして、しかしさしあたり、開発銀行で六十四万二千グロスストンの昭和三十九年度の建造計画があるわけでありまして、これは予算を通していただいたら、四月の初めからひとつ早急にまずその建造計画を、うるさいことを言わないで率直にひとつこれは受け付けてもらいたい。

いままで十年間の荷物を予約しなければ開銀は受け付けなかつたわけですが、いまこのテンポの早いのに十年間というの、戦前の百年にも当たるから、そんなこと言わないで、五年、三年でやつてくれないうこと、開銀総裁はここにおいでになります、そういうことを言つたわけですが、大蔵省からそういうことを言うのはむづかしいことであつて、十年ということもきつと大蔵省が言つたのだと思ひます。しかしそんなことを言つておつたのでは、今日のことになつたのでありますから、六十四万二千グロスストンの建造をひとつ早急に受け付けてもらひ、それから条件も少し緩和してもらひたい。そうしてその上になお建造しなければならぬという問題は、これからひとつ国会の意向もございまして、またわれわれの財政上の問題もございまして、十分それに引き續いていけるように、テンポを合わせて早急に結論を出そうといふことになつたわけでございます。でありますから、国会にいま出しております予算、財政投融資の計画を要えようなんといふこと、じゃございませんで、これはそのひとつ、一年間でやるものを半年ぐらひでまずやることを考えようといふこととございまして。

第二の問題は、御承知の輸出造船及びプラント輸出の問題が、三月三十一で切れるわけでございます。もうすでに九割方、八割方、七割方、六割方と、こうしかけになつておるわけでありまして、そういうものは契約をしておるのだし、何とかその方法はないか、こういうことでございまして。私も事実、国内的な問題でありますから、片づくならば片づけてやろうという前向きな考えでございまして、御承知のとおり、租税法主義でございまして、準拠法がなくなつて、適当にやれるものじゃないのです。まあしかし、そうはそうでもどうだ、ひとつ新しい観点でできないかといふので、国税庁長官及び主税局で検討はしてみたのですが、それはむづかしいのです、こういうことになつておるのです。なつてはおるのですが、運輸大臣と通産大臣等は非常に強くこれを何とか便法がないかといふことでございまして。まあ私はガットの問題があるので、外務大

臣及び経済企画庁長官が、ガットのほうでは問題がないので、大蔵省が方便を考えれば方法はあるのだ、しかもそれは無制限に行なうのでなく、ある時間だけの話だといふので、私は国際的な問題ですからそんなことをして、わずかなことで国際信用を失墜するやうなことをしてはいたしませんといふやうなことは言つてはみましたが、輸出振興を非常に積極的にしなければならぬといふときでありますので、とにかく三十一日までできるかできないかを慎重に検討いたしました。と、こういうことになつておるわけでございます。通産大臣はきょうも、三月三十一日といへばもう五日しかないから、きょうひとつきめてくれと言つたんですが、大蔵大臣がきめ得るものであれば、これは一ぺんにきめてしまひます。が、租税法主義という、いわゆる非常に租税にむづかしいものがあるから、これは主税局長及び国税庁長官に検討をせしめて、この結論が出なければ、私といへどもどうすることもできないと、こういういま態度をとつておられて、福田君がどういふ発言をしたかはわかりませんが、事情はいま申し上げたとおりでございまして、了解を得たといふことはありませんで、了解を得るものではないのであります。ただ実情はそれはよくわかかどうかといふことは、いま事務局をして検討をせしめておるわけであり

ます。

○渋谷邦彦君 とん税についてさらにお願ひしたいと思ひます。とん税の納付方法については、二つの方法があるやうであります。一つは入港した場合

に納付すること、もう一つは一年分を一時に納付するということであり、この表によりますと、大体一括納付は一回の約付の三倍、こういう計算だと思ひます。そうしますと、年間三回しかわが国の港に入つてこない、こういうふうな国に思ふのですが、実際調べたところによりますと、最近非常に船足が速くなつておるために、年間の航海が相当回数かふえておる、これは当然いえると思ひます。そうしますと、この年三回、この計算の上から見ると、そういうふうな一括納付の割合になると思ひますが、これじゃあまり少ないじゃないかという感じが受けるわけですが、もっと上げるならば上げてよいようなふうにも考えられるわけですが、たとえばアメリカ航路です、ロスアンゼルスあるいはサンフランシスコ定期航路を考へてみますと、これは日本のたしか大阪商船だつたと思ひますが、速力は十三ノットから十四ノットで、一航海大体二カ月の期間がかかると思ひますと、大体一年間六航海ぐらいできるんじゃないですか。そうしますと、横濱の港には十二回ぐらゐる勘定になるわけですが、これはあくまでそういう計算の上で立てられた勘定でありますから、はたしてそれが妥当であるかどうかはわかりませんが、その根拠ですね、入港ごとの納付と一括納付の根拠について、あるいは前の補足説明にあつたかと思ひますが、重ねてここでお願ひしたいと思ひます。

第五部 大蔵委員会會議録第二十一号 昭和三十九年三月二十七日【参議院】

まして、これがきめられましたところ、おおよそ平均三回ぐらゐであつたというこゝろに基づいておるようでございます。御指摘のように、最近、船足が速くなつてまいりましたから、二カ月で一航海を終わるといたしますと、定期修理その他で稼働しませんが時期を考へましても五回はできるというふうな思われるわけでありまして。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君着席〕

最近の平均回数は四回強ぐらゐになつておるかも知れないと実は見ておるのでございます。御指摘のように、一括納付します場合の金額を四回分取るということも考えられるわけでございますが、日本の船主側の負担その他の関係をおきましては三回はまゝあげた場合のところに踏襲してまいつたわけでありま

す。○渋谷邦彦君 これは少し論理が飛躍すると思ひますが、世界の主要港、特にニューヨーク、ロンドンあるいはハ

○政府委員(佐々木庸一君) 一年分として三分納めればよろしいという立て方は、いわば歴史的なものでござい

に申し上げますが、水先案内料、引き船料などにつきましては、実は、税関の所管と申しますよりは、運輸省の海運局の所管でございます。お手元に差し上げました資料は、運輸省の資料でございます。はなはだ恐縮でございますが、こまかい内容につきましては、十分御説明申し上げる資料を持ち合わせておらぬ次第でございます。

○渋谷邦彦君 確かに運輸省の関係でありますので、主務官庁が違つておりますので、御説明いただけないと思ひますが、しかし、かりにこれは運輸省の資料であつたとしても、当然この資料を根拠にして、今回の改正案というものがはかられる、その経緯があつたと思ひますので……運輸省の方、来ておりますか。

○理事(西川甚五郎君) 海運局でございます。○渋谷邦彦君 係の方がいらつしやらないようでありますから……、いづれにしても、関連のある内容については、それはあまりにもセクツ的な考えをお持ちになることは、非常にどうかと思ふ気が強いわけですが、少なくとも、この税法を出される以上は、その根拠等については、外国においては、こういう理由によつてこういうふうな高いのだと、かりに主管官庁が違つていっても、アウト・ラインぐらゐは承知しておかれたほうが、説明にあたつて、われわれを納得せしめることになつて、われわれを納得せしめることになつて、今後そういうことのないようにお願いしたいと思ひます。私は、以上申し上げて、いま、御回答いただけてまゐりましたので、また、別の機会にこの点については、当該の係の方に

○政府委員(佐々木庸一君) 柴谷委員

伺ひたいと思ひます。とん税については、私の質問は、以上で打ち切りたいと思ひます。

〔理事西川甚五郎君退席、委員長着席〕

○鈴木市蔵君 いまの渋谷さんの質問に関連して聞くのだけれども、その人がいないならだめなんですがね。

○委員長(新谷寅三郎君) 海運局参事官が見えました。

○説明員(高林康一君) ただいまの渋谷委員のお尋ねでございますが、大体、港湾関係の経費、たとえば水先料につきましては、やはり根本的には相当、外国と違ひますので、違ひ方はいろいろでございますけれども、やはりいろいろな賃金条件というものが大きいと思ひます。あるいは港湾施設につきましては、従来、これを公共施設として、なるべく安く提供するというようなやり方をやつておりましたことが外国と違ひまして、相当、低位になつておると、こういうような状況ではないかと考えます。

○鈴木市蔵君 いまの渋谷委員の質問に関連して聞くわけですが、これも、この水先案内料というものは、これは民間の業者が勝手に定めるものですか。それとも省令もしくは政令に類した、そうしたものによつて、一定の協定をきめてやるものでございませうか。

○説明員(高林康一君) 水先料につきましては、水先法二十二条であつたかと思ひますが、の規定に基づきまして、省令で定めております。

○鈴木市蔵君 省令で定めておるようなものであるとするならば、あまりにも諸外国との比において低過ぎるという、今日のこのようになん税の改正の

機会に、もっとこれを引き上げるという処置をなぜあなたの方では講じなかつたのか、あるいは全然そのことは考慮になつたのかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(高林康一君) 諸外国に比べて、たとえば水先料につきましては、は、ニューヨークなんかは、これはまあ形式的な比較でございますけれども、あるいはまた香港あたりはあんまり違ひはありませんが、いろいろ各国の状況によつて違ひがございまして、それらの点を勘案しまして、水先料につきましては、昨年十月に五〇%値上げをしたわけでございます。ただ値上げをいたしましたけれども、ただいま御指摘のございましたように、なお諸外国に比べてまして相当低位にあるというふうにも考えられますので、さらにしかも国際収支改善という観点も考へ合わせまして、これがさらに再改訂を目下検討しておるといふ段階でございます。

○鈴木市蔵君 これはやっぱり水先案内人というものは、海上生活者の中でも一つの特長な技術を持つていて、やはり労働者ですから、日本の低賃金を基礎にしてこういうものをきめるだけ、能てはなくて、やはり諸外国との振りが合ひにおいて、十分しかるべきところまで引き上げていかなければならぬ性格のものだろうと思ひます。

それから次に引き船料とか、あるいは係船料、こういうことは全然諸外国に比べて必ずしも高くないのです。これはタッチしないのかどうか。つまり地方団体がやつておるのだからと

いうことでそれにかましておくのか、その辺のところはどうでしょう。

○説明員(見坊力男君) 港務施設の使用料につきましては、港務法の四十四条に規定がございますが、国は直接規制をする立場にはないようになっております。規定の内容を申し上げますと、港務にはそれぞれ港務管理者がきまつておりますが、「港務管理者がその提供する施設又は役務の利用に對し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならぬ。これを變更しようとするときも同様」それで利害關係人が港務管理者の定めた料率が不当である、あるいはこの法律に違反すると認めるときは運輸大臣に料率の変更を港務管理者に命ずることを請求することができるといふ規定になっております。この使用料等を定めます場合には、その実施の少なくとも三十日前に公示をして利害關係人から異議の申し立てがない限り効力を発生する、実施されるということになっております。

○鈴木市藏君 それはおそくあなたのお説のとおりだろうと思ひますけれども、全体としてやはり見る場合には、先ほどの水先案内料もそうですし、今度とん税の引き上げといったような問題とも関連して港務経費というもののに對する全体的な観点から見たときに、やはり監督官庁としての運輸省がしかるべき一つの方針を示すなり、あるいは相談するなりということがあつていいものだと思うんですね。事実問題としてはあるだろうと思ひます。今度の改正に伴つて、そういうことが實際問題として行なわれたかどうかという

ことをお聞きしているんです。

○説明員(見坊力男君) 今回の改正と申しますと、その対象が昨年の九月並びに本年の九月に実施を、値上げを予定されております岸壁使用料及びブイ使用料につきましては、法律上は先ほど申し上げたような形で参りましたけれども、實際には港務管理者と船主協會との間で相当長期にわたつて話し合ひが進められておりました。その間におきまして、港務局は、事實上両者から相談を受けて、話が円満にまとまるといふところまで両者の相談を受けて、実施に移つたわけでございます。

○鈴木市藏君 大体先ほど大蔵大臣が答弁したような、そういうそれに関連するような内容のものが行なわれたと、その理解をしておいてよろしいわけですか。

それで、とん税の今回二倍の引き上げについて、どうも先ほどから渋谷委員の質問に對して答えているところを見て、つまり二倍に引き上げなければならぬんだという正当性あるいは科学的な根拠というものに乏しいように思ひますね。何か腰だめで、いままでは安かつたから、二倍くらいいどうだろうかといったような、腰だめのな引き上げだという感じを強くするのです。なぜ二倍でなければならぬかという根拠について、ひとつ御説明いたされたい。

○政府委員(佐々木庸一君) とん税、特別とん税の増収を考へます場合に、料金を、単価を据え置きました。たとえば先ほど渋谷委員の話もありましたように、三分分で打ち切りしておりましたものを四回、五回で打ち切るの

かという考え方もございます。また、その他いろいろの方法が単価の上げ方から考へて考へられるかと思ひわけでございますが、日本の国内の船主の負担を重からしめず、外貨収益をその範囲内で上げるという見地から進めてまいりますという、鈴木委員御指摘のように、若干試行錯誤と申しますか、いろいろやつてみた結果、負担増とならない方法というものはこれではないかというところで決定したものでございます。

○鈴木市藏君 かなり根拠が薄弱だと思ひますけれども、こういう問題については、いま盛んにやられていゝるガットや何かの問題とも関連し、とん税に對する國際的な一定の協定といったようなものですね、そういうふうなものに近い将来に話し合はれるであろうか。あるいは、そういうものではないが、これはどこまでもその國及び港の独自性にまかせられるものであるというふうに考へられるのか。とん税に對する國際協定の方向を日本はとろうとするのか。そうではなくて、このままでやはいくのか。こういう方向についてはどうですか。

○政府委員(佐々木庸一君) とん税と申しますようなものを國際的に何か協定のなにかという御質問の御趣旨だと思いますが……

○鈴木市藏君 ないのかではなくて、そういう方向ですね、國際協定といったような方向を指向しようとしておるか、現状のままでよろしいと考へてゐるのか。

○政府委員(佐々木庸一君) とん税と申しますものを國際的に見ますといふ

と、いろいろの名前がつけられております。灯台税とか入港税とかというものが、日本で言へばとん税に該当するのではないかとこのように思つてゐるのでございますが、これらのものを、何か協定によつて一定の限度に押えるというふうな考え方は、いまのところ國際的にも承知してありませんし、海運局も含めまして、私どももそのような考え方をまだしてない次第でございます。

○鈴木市藏君 この際、私もわからないのでひとつ質問したいと思ひます。が、たとえばソ連の港に入つたときあるいは中共の港に入つたとき、これは一体いゝゆる資本主義の港と、こういう問題に對しては、どういゝる違いがあるか、もしおわかりならお示し願ひたい。日本だつて、相当ソ連の港に行つたり、中共の港に行つたりしておられるはずと思ひますが、どういゝることになつてゐるのですか。

○説明員(高林康一君) とん税の取り扱いについては、実は私まだよくソ連あるいは中共などのように扱つてゐるかといふことは承知しないわけでありまして、おそろくいままでソ連あるいは中共といふことだけでなしに、外國の場合をとりますと、同じ國の中でも、実は港ごとにいろいろの取り方が違つて申しますか、統一したものはないやうな感じがするわけでございます。それぞれその港の発生した実情に應じて、たとえば先ほど關稅局長がおつたやうな名前とつてゐるところ、あるいは入港税といふやうな名前とつてゐるところ、いろいろの形がございまして、必ずしも画一したものはないの

じやなからうかといふふうに考へておりますが、先ほど先生の御質問の点は、残念ながらよく承知してございせん。なおいろいろ研究したいと思ひます。

○鈴木市藏君 最後に、これはちよつとこの主題とは離れるかもしれませんが、けれども、つまりさつぱらにしろ、うと考へて言うならば、その港に入る船に對するいわば停泊料みたいなもの、そういうものを取るということに、何か制限があつてはならない、すべてのものに適用されなければならぬと思ひますが、これは外國の貿易に關するといふことで、きめられてゐると思ひますが、港そのものについて見るならば、港あるいは港の施設を外國の船が使用する場合に、何らかの形でやはりいゝういゝたものを取らなければならぬいゝやないか、取る必要が生れてくるのではないかと考へるのですけれども、たとえば外國の軍艦なんか、十年に一度、五年に一度の親善の訪問で、あるいは港のある一定の區間を使うとか、埠頭を占用するといったことが起きてくる場合において、港税といわれようなもの、いまのところ何も取つておらないのですか、また取ろうとも考へておらないのですか、この点どうですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のやうに、とん税は外國貿易船から徴収することになつてゐる次第でございます。これは外國貿易船といふものの入港といふものを契機に、そこで物品の流通が行なわれるといふことに着目いたしました。流通税的に取つておりますものでございますから、御指摘の

ような場合には取っていないことになり
ます。

○鈴木市蔵君 それはまああなたのほうではどうでしょう。港湾のほうにお聞きします。港湾のほうでもその必要なしと認めるのですか。

○説明員(見坊力男君) 港湾法では、港湾管理者は入港料を徴収することができるといふ規定がございます。ただし、除外がございまして、「警備救難に従事する船舶、鉄道連絡船、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶について、入港料を徴収することができない。」という規定がございまして、その港湾法に基づく入港料は現在ほとんど実施されておられません。洞海港のみが入港料を徴収いたしております。ほかのところでは入港料を徴収いたしてあるものはありません。

○鈴木市蔵君 それは、たとえば神戸の港なんです、特に第七埠頭なんというの、アメリカの第七艦隊がしょっちゅう使うわけです。どのくらい港としての機能を喪失しているかわからないような場合に、取らないというのはいけいからぬと思う。取ったらよろしい、取るべきです。アメリカ軍だつて取ったつていい。電話を使えば電話料をちゃんと取っているんだから。汽車に乗れば汽車賃を取っているんだから。日本の港に入ってくるのに、私たちは入ってもらっちゃ困るんだ、入ってこないほうがいい。しかし、入ってきたあと入港税も取らない、入港料も取らない。まるで盗人に追い銭みたいなものだ。こういうことは、私は主題とこれは離れるけれども、まことにけしからぬことだと思ふんです。

よ、考えてみれば。どういふ協定によつて取らないことにしているのか。取らないことは私は怠慢だと考えるが、この点についてどう考えますか。

○説明員(見坊力男君) それは安条約によつて、おそらくそれに規定されて取らないことになっておると私は聞いておりますが、条文を私ちよつと持っておりますので……

○鈴木市蔵君 この主題と直接関係がありませんので、私はこの辺のところまで質問を終わりますけれども、港の問題を考えると、そういうことは許されないとだと思ふのです。ひとつあなたが言っている安条約、おそらくきつと行政協定の地位に関する協定のことを言っているのだらうと思ふ、その点。電話料だつて取っているんですから、取るべきようにすれば取れるんです、これは。それを初めから取らないように考えて、取らないような条約ができていんだらうというふうな答弁ではとても納得できないけれども、きょうは、これは、とん税とは直接いさぐさしたつての関連がある問題ではないですから、この辺のところまで質問をやめておきたいと思ふです。

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め

て。

○野々山一三君 この委員会でもしばしば議論になっている問題ですが、同時に、また、新聞などでも、最近俳優団体から脱税をするという人なども出たりなどしている芸能関係の人の税の問題、これは毎日にぎわしておりますが、うかがうところ、たとえば市川団十郎というような人は、大体その経費率が五割くらいだということ、そういう気持ちでこうやっていったらいいのです。そうしたら、あとになったり、いや、経費率は三割しか認めないのだということになったことのために、彼は非常なふんまんを持て、これが一つのきつかけになって芸能人関係の問題というものが新聞の面に出てきた。さらに、どうも聞くところによりますと、この種の芸能人及び文筆家並びに大学の教授などの給与外の所得に対する経費の算定基準というものを、去年は三割というぐらゐのものを基準にして徴税をしておつた。ところが、ここに見てみると、それが三割であつたり五割であつたりといふいろいろの個人差がどうもあつたやうで、そこらが一つの今日の時事問題を引き起こした要因ではないかと思はれる節があるのですが、さらに、それを突き進めまして、ことしはさらにその基準の経費率を下げた徴税をするというやうな方向にあるやうにうかがえる。まさにこれは片一方では今度の法律で一〇%の源泉徴収を芸能人なんかはするわけですね。そこへもつてきて経費率を落とす、下げるといふやうなことになる、これはまさしく徴税強化です。それから、去年までは経費率を大体三〇から三〇といふ線でやつておつたやうであります、ことしはそれを二〇に下げて徴税をするというやうなことに進められておるやうであります。他の問題と関連して私はものを言へば幾らでもいろいろ問題がありま

すけれども、それは一応おさ

めて、そういうやうに芸能関係及び文筆家、学校の教授などの給与外の所得及び報酬、そういうものの経費率をどういふやうに考えるか。私がいま申し上げるやうに、さらに徴税強化の方向に向かつてやられるやうなつもりがあるのかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員(木村秀弘君) 芸能人であるとか、あるいは文筆家等に対しては、昨午特に高額所得者、一千万円以上の方々に対して実地に調査をいたしました。もちろんいまおっしゃつたやうな個人差はございしますが、実地に調査をいたしまして、大体平均的な一応のめどといふものを出したわけでございます。それで、もとよりこの標準的な率でもって課税をするというものではございせん、現在の税制のたてまえから言へば、当然その経費の率に差があるのは当然でございまして、それをそのまま認めて申告をしていただく、それによつて課税をするということ、これはもう当然でござい

ます。しかしながら、人によつていろいろの経費も違いますし、と云つて、全部のやうな方々の調査をしてやるといふのは税務署の人手も足りませんので、大体の標準的な率と一応のめどをつくつております。それで、まあそういうめどで申告をされた方に対しては調査を省略する、しかしながら、その率ではどういふやうにいかぬ、もつと経費が高つくつという方ももちろんございします。そういう方は、やはり経費をはつきり出していただいて、それを税務署でもって調べまして、そうしてなるほどその経費が実際に必要な経費であつたという認定がつきますならば、もちろんその経費を認めていくつ

もりでございます。

○野々山一三君 そうすると、私がう

わさとして聞いておる、また、事実そ

ういふ動きがあるやうですけれども、

去年はその標準率といふものを三〇く

らいで押えて、税務署がそれに適合し

ているかどうか、あるいはそういう観

点からの経費率審査といふものをや

つておつたやうであります、ことしはそれを二〇に下げるといふやうな話があるの

ではないんです、そういうやうな

ことではないんでしようね。

○政府委員(木村秀弘君) 先ほど申し

上げましたやうに、若干率を動かして

おります。それはやはり実地に調査を

いたしまして結果に基づいて、その平

均的な率といふものを取つて動かして

おります。しかし、従来、このい

わゆる標準率といふものは、単にこ

ういふ、あるいは、文筆家に限りま

せんで、あらゆる業種につきまして、税

務署の仕事をしていただきます場合の一応の

めどとしてつくつておりますけれども、これは御承知のやうに、発表をいたして

たしてございせん。したがつて、この

率につきましては、ここで申し上げる

ことをごかんべん願ひたいと思ひま

す。

○野々山一三君 いま申し上げたやう

な傾向は、あなたがこで言うことは

できぬといふ話であります、実際に

やられていゝ人たちの集団があつて、

そこではたいへんなやういふ真実の

話が報告されていゝのですから問題に

するわけですよ。で、私は、あなたが

こで従前の例によつてやるので、こ

と新しくこで徴税強化をするといふやうな考え方はないんだといふやうに

落ちていくように、それから、そのめどといわれる標準率ですか、それをやはり従前の例に従って下のほうまで落としていくというようになさるとでもおっしゃるならば、これでこの問題を終わります。全く雲をつかむような話を申し上げているのではないので、そういう具体的な数字を言わないならば、考え方をほつきりと言っておいていただきたい、いかがですか。

○政府委員(木村秀弘君) この標準率と申しますものは、やはり架空の数字ではございませんで、実際ある業種、また、その業種の中における所得階層別に実地に調査をいたしまして、そして一定の標準率をもって平均的のところを出しているわけでありまして、それで、こういう文筆家、あるいは芸能人については、三十八年の所得税につきましては、一般的な傾向としては、大所得の低いところについては経費率が高くなっております。それから、ただいま申し上げましたような一千万円以上というような、非常に高額な収入を得ておられる方については、経費の率が若干下がっております。これはいづれも架空の数字ではございませんので、先ほど申し上げましたような実際の調査に基づいて得た結論でございます。

○野々山一三君 それは、たとえば一つの公演で十万円から十万円ももうにしても、その経費が五万円も要るなんという、そんなやばなことを私は申し上げようとは思わない。したがって、金額がふえてくれば、勢い経費率は下がるだろうということは、傾向的には考えられるのでありますが、いまそういう細部の話をするのならしてもいい

のですけれども、そうじゃなくて、ずっと年々それがひどくなつてきて、実際に同じような収入であつてもひどくなつてきている。うるさく言われる、締められるという徴税強化が起つてくるから、たとえば大学の教授なんかが講義をした、あるいは原稿を書いたというものの対して、従前の考え方で申告をしていても、それがなかなか通らぬということになつて、それが明らかにされておる。だから、そういうことをやらぬ、やらないというつもりはないし、やらないというなら、そういう態度をはっきりお答えになれば、これは問題は解消します。そうでないならば、またあらためて数字をつき合はして議論してもいいのですけれどもね。

それから、各署ごとにも相当やり方の違いがあるということもあらわれているのでありますから、そこでこういう問題が起くるのでね。もとへ戻しまして、申し上げたように、これからさらに徴税強化をするというようなことをやらぬ、強化になるようなことはしない、したがって、めどといわれるそのめどを、えらく同じような水準にあるものを、三〇を二〇にするとか、四〇を三〇にするとかいうような、めどを落として、これによって徴税するということのような考え方はとらない、こう言つてもらいたい。

○政府委員(木村秀弘君) 私たちは意識的に徴税の強化をはかるなどということは考えておりません。一番問題になるのは、やはり実際の所得がどれほどであるか。実際の所得は、もちろんこれは標準的なものの数字を出してありますけれども、その標準的なパーセンテージにびたり当てはまるという

方は、これはほとんどどうか、絶対にないはずでございます。したがって、各人について一体ほんとうの所得がどれだけの数であるかという問題はございまして、もちろんわれわれとしては、実際の所得を把握するためにあらゆる調査方法をとらなきゃならぬけれども、先ほど申し上げましたように、やはり膨大な事務量をかかえておりますので、徴税上の便宜の方法といたしまして、実際の調査をある程度のグループについてやりまして、それで、その標準的なところをとる。そして、もしそういう標準的なところではどういふ経費でまかなえないという方があれば、これは実際の経費というものを申告をしていただいて、その申告費用を税務署で調査をいたしまして、間違ひなくそういう経費が要つておるといふことであれば、これはその実際の所得に応じて課税するのは当然でございます。

○野々山一三君 繰り返すようですが、けれども、まあ百万から百万という、ずっと大体同じような傾向で数年得てきた人、ないしは、多少は変化はあるけれども、ほんとうは大体三割五分ぐらいで毎年やつてきたのに、ことしはびしとひとくなくなつてくるという苦情がたかさんでいるのですよ。なかなか言うことを聞いてくれないという話だ。そこでこういう問題が起くるのですね。で、あなたのほうの言い分によれば、いや、それはおれのほうは一定の地域なり業種なりを調べてみて検討した結果がそれなんだから、どうもいままでごまかしておつたという、こういう言い方なんでしょうない。何年かの実績があつて、そしてことしはひと

くなつたといふことでなければ、それは問題にならないのですよ。ちよつと高過ぎるなという、めんどろをみてくれないなという、その意見はだれだつてこれは持つていますからね。けれども、ことさらにいろいろなそういう集団が、こういう経費率をたかさんみてくれなくなつてしまつたといふことのために、こと新しく大きな動きを示しているといふこと、それをもつてしてもそういう強化が行なわれているといふことで、先ほど言つたように、そういう意見が私どものところに相当きてゐるといふことからして問題にしているんですよ。したがって、あなたのほうも調べたと言われるものが、結果において多少意図的なものが加わつてゐるんじゃないかといふふうに見ざるを得ない。まあこれはある意味では抽象論でありますからね、ここの議論は、私は、繰り返して言うように、やはりいままで調査をして標準的なものはあるが、特別らしい経費率を下げてみるというふうな特別の意図があつてそういうことをしたとか、徴税強化をやるために、あるいはいままでどうもインチキしていたようだから、そういうふうな見方で事を始末する気持ちはないのだと、こういうふうにいふあなたの答弁を私はこう受け取つておいていいんですか。それでは逆に聞きま

すけれども……

○政府委員(木村秀弘君) ただいまお話をいたしましたように、徴税強化をはかるとか、あるいはいままでの標準率がごまかしであつたといふようなことでございませぬので、私たちは、やはり毎年毎年実際の各人の所得がどれだけであるか、そういう実態把握をいた

しておるのであります。そこで、先ほども申し上げましたように、三十七年の所得について実際の調査をいたしましたところ、やはり同じ文士でもピンからキリまでございまして、一千万以上の所得の方もございまして、それから、売れない方はほとんど問題にならぬといふような人もございまして、芸能人についても同様でございます。そういう所得階層別の調査をいたしまして、そして大体平均的なところ、標準的なところがこのぐらいの率になるといふことを出しておるのでござい

ます。ただ、これによってそれではこの標準的な率の適用を強行するんだといふことになる問題でございまして、けれども、しかし、そういうことは、先ほどから申し上げておるうちに、ございませぬので、実際の経費がそれよりも高い、その経費ではやつていけないという方があれば、これは正確にそういう経費を申告していただければ、その実際の必要経費がそれだけならば、その認定によつて経費率を認めるということになるわけでございますから、私どもは別に徴税強化であるとか、あるいは従来がごまかしである、そういうふうな先入心を持ってやつたのではございませぬで、実際の調査に基づいてやる、こういうたてまえをとつてゐるわけでございます。

○野々山一三君 いまのことは、俗な言い方で申し上げてありますが、警察と税務署というものが、国民の気持ちです。そこで一つのものをさしをもらつて、おまえはどうだ、こうするさくやられては手をあげてしまふというものが結果で、その手をあげた人たちが、世間について、このやううけしからぬと

いう話でこの問題になっている。したがって、まるつきりあなたの言うことはわからぬというふうには言うのではないのですよ。ここでやはりなまの意見をよく聞いて、そして事に処するという気持ちで、前向きに国民に接する態度をあなたのほうが示すということになれば、この種の問題は解消できると思う。こういう気持ちをあなたはここで示して、であるから、ことさらに問題になるような強化をするつもりはありません、こう答えられるならば、

私は信用していいと思う。もう一ぺんあらためて伺いたい。あなた方は、おれたち税金を取り立てる側だから、そんなことを言われてもしようがないといわれるかもしれないが、やはり国民の素朴な気持ちは、警察と税務署というものはやつかいなもので、よう言わぬやというわけです。そこをやはりよく考えて、もう一回御答弁願いたい。

○政府委員 木村秀弘君）警察と税務署はたいへん重要な仕事をいたしておると私は思っております。ただ、仕事の性質上、絶対にほめられない。非難、あるいは苦情ばかりで、ほめられることはないということも、遺憾ながら仕事の性質からくるものでございまして、その点は御同情をいただきたいと思います。よく相手の意見を聞けというお話でございますが、これは私たちも同感でございます。納税者のほうの主張、あるいは意見というものも十分に聞いて、そしてこれをでき得る限り取り入れていくという態度は、これは国税庁の基本方針の一つになっておるのであります。ただ、問題は、やはりたとえば個人的な経費と、それから、その仕事に必要な経費とい

うものどが、とかくこういう種類の自由職業の方々にはなかなかはっきり分けられない面がございます、その点で税務署で実際に調査をいたしました場合に、これはやはり必要経費と認めた方がいいものがかなりあるわけでございます。しかしながら、御説明によつて納得のできた限りにおいては、これは十分にそういう御意見なり御主張を尊重していくことは、今後ともわれわれ十分基本的な態度としてとっていきたいと思っております。

○野々山一三君 あなたの言われたこと、先ほど来の議論を私が言っている気持ちをも十分に生かして措置をするというように特に心がけてもらいたい。最近こういう問題が顕著な問題になっているというをよく考えて、徴税強化になる、あるいは個人を対象にして事うるさくつくつという、そういうことの、何といひますか、きびしさが

こういう社会問題化して新聞をにぎわすようになっていくという事態をよく考慮に入れて、下のほうに對しても、これ以上問題が起らないような配慮をしておいてもいい。ここまで議論しましたから、私も十分にさらに今後の成り行きというものを見きわめて、一体あなたがこゝで答弁されたことが實際に映っているかどうかは、機会をあらためて議論するようにしたいと思う。そのときには、ひとつこんなことでおこられないような万全の措置をあなたのほうでとっておいてもらいたいことを強く要求しておきたい。

○成瀬耀治君　開発銀行関係でお尋ねします。

最初にまず伺いたい点は、今度の改

正で、民間による土地造成をする会社に対して融資する道を開かれるというのが改正の趣旨の一つになっているのですが、そこで、お尋ねしたい第一は、民間にある土地造成会社、いわゆる既存の会社の過去の実績というようなものを対象としておやりになろうとしているのか。それとも、工場進出を考えているところの、何社になるか知りませんが、そうした会社、工場のグループの人たちが出資をしておると申しましようか、共同で土地を造成して

るわけですが、そういうところを主点にしてお考えになつておるのか、まず第一にそれを伺いたい。

○参考人(平田敏一郎君) いまのお尋ねの点につきましては、今後の場合におきましては、開発銀行にこういう道を開くことになりましたと、おのずからこの趣旨に従ひまして、あるいは私と

もの方針に即したような一種の造成会社とか企業体ができまして、そこで合理的にやっていたら、これを私どもは実は最も期待いたしておるわけであります。ただいままでできてゐるものを全然排除するのかと申しますと、これはやはり率直に申し上げまして、いわゆる土地会社として皆さんの耳に入っているような会社は大部分入らなない。しかし、中には一定の公共性を持ちまして株式会社組織でやっているところもございますから、そういったやうなところを対象にする場合がございますことをつけ加えて申し上げておきます。

○成瀬權治君　実は、いままで開銀として、地域開発のためにいろいろと御努力してこられたわけでございます。

が、まあ主として地方公共団体等がそういうことをやっていった。どうも私らが考えるのでは、地方公共団体がやっておれば十分ような実は気がするので。それに、なおかつ、いまあなたが答弁されたように、進出をしようにとしている各工場が寄り合って土地造成会社をつくってやらなくちゃならぬというのは、何か屋上屋を積むような感じがしてならないわけでございますが、今回の改正をしなければならぬ。いそのよって来たる、何と申します

○参考人(平田敏一郎君) 御指摘のとおり、理由と申しませんが、根拠と申しますか、理由と申しましようか、いままでやってきた自分たちの地方地域開発ではどうにもならない点があったのだ、それを打開するたためにそういうことを考えたのだということがあったら御例示を願えば、私たちもよく納得ができると思うのです。

おり、私は、今後におきまして、やはり地方団体が直接やる部分がまあ相当地分を占めるということにつきましては同じ考えを持っております。やはり今後とも大体そういうふうになるのが大部分じゃなかろうか。ただ、御承知のように、いま一方におきましては公社とか何とかいう形態で、実はまあ率直に申しまして、経営と責任の所在がやや明らかでないと言っちゃ語弊がありますが、そういうようなものが大部分でございまして、そこでいろいろつくっていることも事実でございします。それから、純粹に民間でつくっておりますものも従来からございます。でございますが、私も今回設けましたのは、やはり相当まとまったところで土地の利用者、あるいは土地造成の

会社、あるいは関係の市町村、府県等が入りまして、まとめて一緒に造成していくといったようなことになりますれば、地域によってはいままでよりもっと合理的にできるというところがあるかどうもあるように思うのです。そうしまして、地方団体でやりますと、結局大部分を資金運用部資金、それに一部の銀行から起債の形でやると思います。私のほうは大体まあ財政資金を二、三割程度つける、あとは民間の金融機関と協調融資の形をとります。

政資金の効率は高くしながら、しかも、合理的に土地ができる。したがって、企業体の選定等につきましても、あくまでも慎重を期しまして、合理的にやるに値するような形態等になりますようにできるだけ指導いたします。土地造成の仕事は、全体の見地からいきましても、そう高くない

で、しかも、タイミングよくできませんようにやっていきたい。それによりまして、私、今後の産業の発展、開発の上におきまして相当な違いが出てくるのじゃないか、まあそういうことに何とか私も協力してまいりたいというのが、実は今回の改正をお願いしている主たる理由でございます。

○成瀬頼治君 次に、これは開銀の直接責任でないかと思いますが、一つの資金計画の中に外債七十二億円ですが、二十万ドルを大体予定されておるか、わけじやございませんか。二十万ドルのこの外債に手をつくということは私もないだろうと思えますけれども、しかし、三十八年度分はアメリカがいるむずかしくなつて、スイス等をやっておられるようにございますが、

その見通しはどんなふうになっておるのか、直接の責任じゃないとおっしゃるかも知れませんが。

○参考人(平田敬一郎君) 実は、開発銀行は、過去において三回は外債を発行いたしました。これは国会の実は法律改正で御承認を得まして、過去三年の間に三回発行したのでございます。合わせまして六千万ドルでございます。それはいままでは全部ニューヨークの市場を通じてドル債を発行いたしましたのでございます。ところが、昨年は少し直接産投で国債をやつてみたらどうかという意見がございまして、三十八年度は私も一服するといふことになりまして、産投国債で相当多額な国債を出す、その資金を開発銀行にいたしまして、電力の開発等に使用していただくということになっておりまして、その途中で、御承知のとおり、金利平準税等の問題が出てきて、だいぶ政府もお困りになったような状態でございます。ただ、幸いにして、開発銀行は電力に充てるといふことで、最初の金利平準税が起る前の国債の発行、その分では資金を一部いただきました。それから、残りの分は、先般政府もヨーロッパのほうにおいて極力発行しようというので、スイスにおきまして初めて政府の御努力で外債ができました、この分を先日二十数億資金をちょうだいいたしました、大体開発銀行といたしましては、三十八年度に関する限り、産投外債の発行によりまする転貸及び融資、これは実は完了していただきました、いまのところ、それで完結というところになっております。それから、来年度におきましては、これまた開発銀行で二

千万ドルほど新たに発行してもらう、その保証につきましては予算でいまいちお願いしておるところでございますが、私も昨年の秋、海外を回りました、主として外債の発行市場の状況等を調べてきたのでございますが、御承知のとおり、金利平準税の問題は、なかなかどうもこれは問題が多くて、私はアメリカでさんざん批判して、率直に申しまして、あんなのは困るというのを強く言ってきたのでございますが、アメリカの議会に提案をせられましてあとでございまして、あとは通りまして、日本としては免除方を強力に要請すべきだと私は思っております。やはりこれは状況次第でございますが、可能性もあるというふうに見て、断定はできませんが、あるのじゃなかろうか。しかし、これは日本も強力にうまく働きかける必要があるのじゃないかろうかという見通しでございます。そういつたような状況でございます。ただ、これはなかなか法案がアメリカの議会ではいま審議中でございます、ストップしたままでございますので、条件がきまらないで、外債は事実上発行できないという効果を生じておるようでございますが、いろいろ情報がございますけれども、いつ通過することになりますか、いまのところはつきりしない、こういう状態でございます。いずれにいたしましても、五、六月ごろまでは少なくともはつきりするのじゃないかろうかという見通しでございます。

一方、アメリカ政府も、ヨーロッパのほうに極力外債市場を振興してほしいという希望をいたしておりますし、ヨーロッパのほうも回ってきたのでございまして、ヨーロッパにおきます外債市場もだいたい機運が出てきているようでございます、漸次ふえていく可能性はある。スイスの外債は、先ほど申しましたように、成功しまして、あれはさらにマルク債、これは大阪の市か何かやつておられますが、そういう点につきましては、ある程度明らかになっています。その他におきましても、ヨーロッパにおきましてはいろいろな外債の方法がございまして、そういうふうなものもやはり今後十分私どもとして検討し、よく研究をいたしております、いまのところ、まだどこで発行するときにめくららないのでございますが、両方の市場の状態を考えまして、二千万ドルくらいの程度は来年度ぜひ発行できるように全力を上げて努力していきたい。いまのところは何とかいきて得るのじゃないかという見通しのもとにありますが、これを申し上げたいと思っております。

○成瀬福治君 続いて、北海道東北開発公庫法のほうに関連してというが、その点でお尋ねしたいわけですが、いままで開発銀行が地方開発ということで土地造成をやつてきたわけですね。で、あなたのほうも土地造成ができるわけですね。今度は開銀は民間に貸し付けるといふのですが、あなたのほうが土地造成をやつて貸し付けておいてになります苦小牧港ですか、開発株式会社というのはどういう性格のものでございますか。

○参考人(平田敬一郎君) 当公庫におきましては、公庫法の第十九条の第五号で主務大臣の御指定をいただきました、苦小牧港開発に伴うところの工業用地の造成事業に対して融資いたしております。この苦小牧港開発株式会社と申しますのは、株式会社という名のとおりで、株式会社でございます、民間会社でございます。その内容を若干申し上げますと、資本金が五億円でございまして、そのうち、当開発公庫が三〇%の一億五千万円を出資いたしております。その他は、苦小牧市が一五・二%の出資をいたしております、それから、石炭大手六社で四六%の出資、それから、その他で残りというところになっております、いわば純然たる民間会社でございます。その趣旨といたしましては、昭和二十六年から北海道開発事業費で施行いたしております日本に類例のない掘り込み式の苦小牧港の整備建設に伴いまして、それに付帯する工業用地を造成するために、これは主として非常に公共的にあるものでございますが、石炭積み出し港として一応とにかく出資しようというところでございまして、石炭の大手六社がこれに出資し、開発公庫といたしまして、その開発的意義を認めまして一億五千万円を出資いたしておるわけでございます。なお、これに対する融資もずっと続けておるわけでございます。

○成瀬福治君 そうしますと、土地造成の問題が三本立てぐらになるわけですか、開銀を通してですね。開銀が地方団体にやる。もう一つは、民間にやると、それからあなたのほうは、これは北海道だけの、——東北に区切つてもよろしい、そうですね。開銀は北海道なり、あるいは東北に対する土地造成の問題でやることができるわけですね。で、今度はまた民間でやれることになる。あなたのほうも、公庫法に基づいて主務大臣が指定をさしえすれば、その土地造成に対してできる。しかも、それは苦小牧港開発株式会社というものは民間だ、こうおっしゃる。それには出資もできるのだと、ただ、融資だけでなく、開銀のほうでいうと、協調融資で二割くらいしかやれない。二、三割やつて、あと市中金融に仰ぐのだとおっしゃる。あなたのほうは、つまりこの融資二十四億五千万円くらいやつておみえになるようでございますが、これは市中銀行との協調融資になっておるのか、あるいは単独融資になっておるのか私わかりませんが、もし単独融資だとするならば、まあいろいろな問題がございまして、何かこう資本みたいな形になっておるようですが、その辺の御説明を伺いたい。

○参考人(北島武雄君) まず、開発銀行との関係を申しますと、開発銀行は、北海道及び東北地方におけるこの工業地の造成に対する出資、融資はいたさないわけでございます。まず分野が違ひまして、当公庫におきまして北海道及び東北地方における工業用地の造成資金を貸すことになっております。従来でも、主務大臣の告示によりまして個々に指定してできることになっておつたのでございますが、開発銀行法を改正いたしまして、開銀が新しく工業用地の造成をするにつれまして、当公庫においても、これははっきり法律の上に書いていたらいじやないかというところで法律に載つたわけでございます。なお、苦小牧港開発株式会社に対する融資は、現在残高二十五億以下でござ

ざいですが、これはこのほかにもちろん民間金融機関の協調融資が伴うものでございます。

○成瀬藩治君 協調融資ですが、たとえば、それじゃ融資は苦小牧港開発株式会社というのはいくらいいま残を持っておるのでしょうか。そうして、それに対してあなたのほうの二十五億ですか、大ざっぱに言って。その二十五億くらいの残が占めておる比率はどのくらいになっておるのでしょうか。

○参考人(北島武雄君) 昭和三十八年度までにおきます苦小牧港開発株式会社設備投資の金額は四十億近いものがあります。正式には三十八億数千万円でございます。このうち、当公庫がいままで融資をいたしましたものの現在の残高が、昨年の十二月末で二十五億七千万というようになっております。あとの差額が、当初の石炭各社の出資と、それから、苦小牧市の若干の出資、それから、民間の金融機関の融資、こういうことになっておるわけでございます。

○柴谷要君 関連質問。日本開発銀行についてちょっとお尋ねしたいのでございますが、本年オリンピックが日本で開催されます。従来、オリンピック委員会でも、非常に外人客宿泊の問題でいろいろ議論をしたのであります。が、ホテル建設、あるいは日本旅館の改造、そういった面で開港からの融資が多額なものが要請されておったのですけれども、それに対してどの程度の融資を今日までやっておりますか、その内容について御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) ホテルの融資につきましては、先ほど大蔵大臣が

らお話もございましたが、外客誘致、国際収支の改善という見地から、実は少し前から取り上げておりました、三十二、三年ごろからばつばつやっておりますが、特にいま御指摘のオリンピックというところで相当その後増加いたしましたして、三十八年度の見込みにおきましては、件数で三十三件、六十億程度の融資を行なうと考えてござい

ます。その前の年は二十一億、二十七億四千五百万程度の融資をいたしております。ただ、これは私の銀行は、ほとんどすべての場合同様ですが、大体協調融資でございまして、ホテルの場合も大体工事費の二割から三割、あとは自己資本と民間の市中銀行の協調融資というところでやっておりますので、実際にホテルの工事費は、この何倍かに相当するホテルができておるといふことに相なるかと存じます。

○柴谷要君 最近の日本のホテルの実情を見ますと、何か第一ホテルや帝國ホテル程度が黒字会計で、その他は非常に調子が悪いというような話が伝わっているわけですが、これも、これが融資先に対する開港としての不安というものをもちに外客がたふさん入ってまいりますので、本年度の実績によってはかなり上向いてくる、引き続き観光客が増大をしてみたいと思ひます。非常に有利な事業と私もは見ています。わけですけれども、さて、当事者になりますと、なかなか先行き不安も感じておるようなことを聞くわけでありまして、開港自体でござらんになっております方向はどういう方向でございませうか、お尋ねいたします。

○参考人(平田敬一郎君) お話の点、

そういう場合がある場合もございすが、大体お話のように、いままでからある代表的なホテル、だいたい増設いたしました。たとえば帝國ホテルとか第一ホテルですね、例をあげて恐縮でございすが、例をあげて恐縮でござい

ます。たまたま、全然新しく、たとえば四、五百室の部屋をつくった大きなホテルでございまして、新しい。これは率直に申し上げまして、まあ最初の年から黒字を出すというところは、これもこれはできません。私も審査の方針としては、大体三、四年でございませうか、少なくとも三年か四年ぐらゐの間に黒字が出るという見込みがなければ、これはとても金融ベースに乗らぬとい

うつもりでいるのでございませうが、どうも私も審査部で審査をいたしました予想より、結果は多少早目によくなっているようにございませう。それはそれで、あまり言うとうホテルブームになるのでございませうが、少し最初はあまり景気がよ過ぎないほうがちょうどいいくらいになるのではないかと見ていますのでございませう。東京の状態はそうでございませう。状況によつて違ひまして、京都の場合は、季節的に非常に繁閑の差がございませうので、やはり新しいホテルがございませうと黒字採算になるのに、東京の場合よりもやや時間

を要するといふ状況でございませう。したがいて、私どもは、できるだけ新設ホテルの場合におきましては自己資本を多くして、できれば三分の一以上

てくださうといふことを、そうはいかぬ場合もございませうが、初期の段階で持ちこたえるようにしておく。私も開港銀行の融資につきましては、額は二、三割で少ないのでございませうが、期限は、大きな固定投資でございませうので、十年から十五年ぐらゐの市中の倍ぐらゐの期限を設けて、無理のないところでやるといった、大体そういうことでやっております。いままでのところ、若干例外はございませうけれども、そう見込みはそれといた

うけれども、そういう状態はございませう。今後やはりそういうような点につきましても、十分私も注意をいたしまして、適正を期したいと考えております。

○野々山一三君 今度のこの改正で、譲渡を目的とする土地の造成について、も融資できるといふのであります。法律のほうによれば、経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地の造成というふうな方、したがって、ワケがあるように思われるのですが、一体どういふようなものを対象に「譲渡を目的とする」といふ土地造成についても金を貸せるというふうなことになるかと心配です。すから、聞いておきたいのであります。ある地域の開発というふうな、ある民間鉄道なら鉄道が特定なところをお客を誘致するためにずっとやりませう、住宅団地を建設するために、そういうような部類にまで及んでいくとすれば、これはこの種のものでやれるといふのは、まるきりこれは開発というところよりも、社会的な利益効果を求めるという目的で土地造成をし、それを分譲するということになってしまふじや

ないか、それは一体この開港の性質から言つて、そういうことまでいけるように予想をしてこういう法律を考えられるか、その点を。

○参考人(平田敬一郎君) いまお尋ねの点がございまして、融資に当たつてどういふ線であるかという基準を設けてやりたいと考えております。一つは、お話のように、やっぱり開港銀行としては産業、経済の発展というのを主たる目的にいたしておりますので、産業用地でございませうが、港の施設なんか一部含められると思ひます。が、産業用地に限りた。ただ、工場内で一部住宅をつくる場合に、そういうものも一々こまかく配慮するかと

いうようなことは付帯的にございませうけれども、主たる趣旨はそういうことにいたしたい。住宅用地は、私は、別個政府の委員会に参加してやっておりますが、やるとすれば、他の一般住宅金融公庫等でやるのが妥当ではないかと考えております。私も産業用の土地の造成ということにまず限りたい。

それから、第二番目は、地区につきまして、やはり新産都市とか工業整備特別地域とか、あるいは、また、これに準ずるような、政府の政策で工業の開発に重点を置いてやらなければならぬような土地、そういうものを中心にした。それから、場合によつて例外が出てくるかもしれませうが、例外の場合はよく調べて、適切かどうかを審査してやる。それから、規模のあまり小さいものは国民経済的效果から見てどうかと思ひます。一定規模のところにした。具体的にどうするか、目下いろいろ検討いたしております。

それから、さつき申し上げましたように、企業体でございますね、どういう企業体がやるか、これにつきまして、よく検討いたしまして適切を期したい。先ほどお答え申し上げました点は、その典型的な例を申し上げたわけでございます。

それから、もちろん公庫の審査にあたりましては、融資の場合と同じように、ケース・バイ・ケースで十分な審査を加えまして、特に土地の利用し得るタイミングでございますね、造成の時期、それがはたしていつという形で利用し得るか、これはなかなかむずかしいことでございますが、その辺に産業その他の知識経験をできるだけ活用いたしまして、適切な判断を下して妥当を期するようにしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○大竹平八郎君 平田総裁に一言伺いたいんですが、ただいまのお話のヨーロッパ市場に外債をこれから多く求めていく傾向になるだろうと思うのであります。先年の、金額はわずかですけれども、ドイツの大阪市港湾の外債と同じように、金額は非常に少ないが、いい影響を与えた。まあアメリカがなかなかいろいろな事情でまとまったものが受けにくいという場合に、ヨーロッパ市場において、たとえば二千万ドルなら二千万ドルを一つの国でまとめるというのではなかなか至難じやないですか。そういう点について、かりにおやりになるとすると、これは何回かに分けて、分類して募集するとか、そういうような構想があらうのか。それから、もう一つ、視察をせられた結果、特にこの国に重点を置いていくほうが今後いいのではないかという

ような御意見を聞きできればひとつお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(平田敬一郎君) まだ私も開銀の場合、来年度ヨーロッパへ出すというのをきめておるといわけではないことをあらかじめ申し上げておきますが、市場の状況を見た上できめたい。御承知のとおり、ヨーロッパの市場は、アメリカの市場に比べまして、率直に申し上げまして、いままでたいへん小さい。スイスの市場はたいへんいいのですが、ニューヨークの市場と比べて、率直に言つて、規模はいままでは十分の一以下、それからドイツは、御承知のとおり、日本のマルク債を中心に発行できましたことは御承知のとおり、これは私は漸次うまくいきつつある。最近、昨年の秋でございますか、出ましたものは、条件が前よりもよくなつていたのであります、発行者にとりまして。したがって、ドイツは日本にとつては一つの市場である。しかし、この市場はまだニューヨークやスイスの市場と違ひまして、ほんとうの市場らしい市場までに至つていないように見受けられます。そこで、最近ではヨーロッパの国で、その他の市場もございまして、いずれも小さいので、まとめて外債を発行するという構想が打ち出されております。これは私は一つの行き方じゃないだろうか。まとめて発行地の通貨でそれぞれ出していく、計画その他はまとめて出すという話が、これはドイツのドイツ銀行を中心に打ち出されているように思いますが、それは一つの考え方じゃないかと思ひますが、それからロンドン、これは直接ロンドンで消化する分は少のうございまして、ロンドンは相当のい

わゆるアンダーライター、有力者が背からおりまして、その辺の人々が最近だいたい活躍いたしております。たとえばヨーロッパでドル債を出すといったような場合におきましては、こういう方面が相当有力な活躍をしているようにございまして、これも一つの方法かと存じます。しかし、いづれにしても、いまヨーロッパはそういう時代でありまして、市場がだいたいまだこれからというときでございますので、やはりよく状況を見ながら、できるだけ私どもとしても、ひとり開銀債のみならず、日本の外債がヨーロッパにおきましても、そう不利な条件でなく発行できるような情勢になるように十分よく見ておりますし、また、研究してまいりたいというふうに考えております。

○成瀬輔治君 開銀関係につきましては、実は明日他党の方が質問されるといふことを承知しておりますから、これ以上これは伺いません。それから、北海道東北公庫については他党の質問の御希望はないようですが、しかし、貸し付け残が少し多過ぎるんじゃないか、いろいろな意見もございまして、そういうような点については、今後ああいうたいへんおくれしておるところでございまして、事情等もわからぬわけでございますし、いろいろ前に御尽力をおやりになることを承知しておりますので、敬意を表しまして、これで質問は省略させていただきますかと思ひます。

次いで、関税関係でお伺い申し上げます。たいと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めてください。

○成瀬輔治君 関税定率法等の關係で二つ三つお尋ねしておきたいと思ひます。いろいろな議論をいまさら私たちがする必要もないと思ひますし、これは外国為替等の問題でいろいろと御意見を承つておりますから、そこで、肉のことで少し承つておきたいと思ひますが、一体三十七年に對して三十八年は、私のところにあります資料は十二月末の資料でございますが、これはおそらくあなたのほうからお出しになった資料だと思ひますが、これがまあ大体期末も近づいてまいりましたが、どのくらいにふえておるのか。肉關係でまず承りたいと思ひます。

○政府委員(佐々木庸一君) 委員部からお配りになりましたお手元の資料の四枚目のところに数字をお出しになつておるわけでございますが、若干訂正を申し上げなければならぬのは遺憾でございますが、三十七年度のところが四千四百と書いてございまして、三十八年十二月末のところは七百六十五と書いてありますのは三十七年度の価額と三十八年十二月までの数量とが入れかわつております。これは十二月末までの数字となつておるわけでございますが、三十八年暦年で見ますと、この数字は四千六百八十九トンとなつております。暦年で三十七年は四千七百六十四トン、数字がおおむねこのようになっておることは、牛肉は割り当てをやつておまして、めどが五千トンということになつておることに基づくものと思つておるわけでございます。豚肉の輸入量は、三十七年はあまり行なわれませんでした、二トン

という数字になつております。三十八年は五千五百十二トンという数字になつております。

○成瀬輔治君 目標はどうなりますか。

○政府委員(佐々木庸一君) これも年度間五千トンという……。

○成瀬輔治君 豚も五千トン。

○政府委員(佐々木庸一君) はい。これは、ただし、豚の値段が安定価格の上位をこえまして、需給価格が上がったときにやることになつております。これは緊急輸入的にやることになつております。実績を申し上げますと、三十八年度上期の割り当て量は三千トンでございます。六月に行なつております。下期にも同じく三千トンでございます。それから家禽肉でございますが、若鳥、ブロイラーの輸入は、お手元の資料に年度で示されておりますように、三十八年度は三百二十トンというものが、十二月末で三千四百二十四トンというふうに、非常にふえておる次第でございます。

○成瀬輔治君 これも目標でございますか。

○政府委員(佐々木庸一君) 家禽肉のほうはA Aになつております。自由になつております。

○成瀬輔治君 これは、しかし、豚が非常に変動をして主婦を悩ます大きな問題になつておりますが、それに対して緊急輸入でいろいろと御努力を願つておることはわかります。農林省等もいろいろと苦勞をしておられるようでございますが、今度のこの税率改正でこの問題が一ぺんに解決すると思ひませんし、これは税關係の話だから、おれは知らぬわいということではなく

食糧庁なり、あるいは農林省というところになっても、これは時間的な問題もございますから、私はお願ひだけしておきたいと思います。これは私もしろうとでございますから、感じを申し上げ

いうふうなことになるておるようですが、これは何か目的と申しましようか、目標があつてこういうふうなふうか、改められるのか。どういふ点でこういう改正が必要になつてきたのか。

○政府委員(佐々木庸一君) 初めにちよつと前の家畜肉のことについて補足させていただきたいと思いますが、国内の鳥肉の消費量は、農林省の統計によりますと十四万三千トンぐらいになっております。したがいまして、五千トンという数字は確かに相当な数字ではございますけれども、消費を一人当たり非常にふやすことになるという数字ではないわけでございます。

け関税のはうで還付をする、こういうのでございましょう。千円見当、高いものを七百元、これは揮発油税に關係をして、原油から出た揮発油税に対して概算すると七百元、こういうことだと思ふんですが、なぜこれを千円にしなかつたか、また一歩進めてやつたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐々木庸一君) 委員部で御配付になりました資料にも千円と実は書いてあるのでございますが、常識的に実は千円といわれておるわけでございますが、厳密に国内産の石油を精製しますために引き取る場合のコスト

と、輸入原油を引き取る場合のコストの差を詰めてまいりますというのと、実はいろんな問題が出てくるわけでございます。これら日本の精油所が国産の原油を精製しておるわけでございますけれども、精油所を具体的にいいますという、港に接岸施設がありまして、非常に安く輸入原油が入れられます。

だんだん整理してまいりますとい
と、平均いたしましたして、国産原油を引
き取っておりますために負担が多いとい
われます。千円は六百八十円見当に
詰まっておりますであります。したが
いまして、これをベースにいたしまし
て還付額を計算することに考えておる
次第でございます。

○柴谷要君 委員長、最後に、これは答弁なくてもいいのですが、あとで資料をいただきたいのですが、日本石油と昭和石油、日本鉱業が、これは国産原油を引き取っておる会社でございますね。この会社が大体国産原油をどの程度の割合でこの三社で引き受けておるか。それから、それに該当する大体五億の還付見込み額だけれども、その金額は引き取り額に應じていっていると思うのですが、その還付額は大体この三社でどんなふうに配分されているか。そういうふうなのを、あとでけっこうですから、出していただきたい。これをお願いして私は終わります。

○成瀬權治君 免稅關係の期間延長で
すね、あるいは適用の期間延長、これ
は「一年」というふうに短く区切つて
おるのだが、また来年こうした問題が
議論されるわけですが、それはまあ自
由化の一つのテンポ、そういうふうな
ものとあわされてこういふふうになら
れておるのか。また来年になつてもう
一年伸ばすというふうなことをおやり
になることはないでしょう。

○政府委員（佐々木庸一君） これは暫定一年というものは、暫定措置法というものの規定の大部分になっておるわけでございますが、関税暫定措置法の本文に書いてありますほうに、学校給食用でございますとか、航空機用の品

物の減免でございませうとか、重要機械というようなものは、これはどうもまたお願いをすることになりそうだと考へておるのでございます。

それから、税率を暫定的に一年とお

願っていたしておりますものも、自由化の結果、輸入がどうなるかを見さしていただきたいということをお願いしておるわけですが、一年では落まず、もう一年お願いするのも出てくるかもしれないと考えておるわけでございます。いままでの例も、一年できちんとはなかなかいかなかったというふうになっておる次第でございます。

○成瀬權治君　私は、関税の問題につ

いでは、ペンディングするということはおかしいわけですが、また三十日にあらためて御質問する場合がありますけれども。そのときに譲って、国立大学の特別会計のほうに入りたいと思います。

時間がございせんから、簡単に御質問を申し上げておきたいと思ひま

すが、まず、第一に伺いたい点は、もしかりにこの法律案が三十一日に通らなかつたとすると、それはほんとうに四月一日からどういふ点でお困りになるかという点をまず伺っておきたいと思ひます。なぜこういうことを伺うかという点、何かほかの委員会の御答弁によると、そうたいしたことはないのだから、やっていけるのだというふうな御答弁があつたやに承つておりますから、承つておきたい。

○政府委員(相澤英之君) もしこの特別会計が三月末までに成立いたしましたせゝと、歳入面でも歳出面でもいろいろと都合が生じてまいります。たとえば付属病院におきまして、患者の診療

用の薬や資材の購入ができなくなり、また、食糧費がないので入院患者に給食のための野菜や魚が買えなくなるとか、あるいは、また、血液の供給者に對して現金払いができないので、急患に必要な採血に支障ができるとかといったような事態も考えられます。また、臨時人夫等に対する賃金の支払いができなくなり、入学等の準備に支障を来しますし、また、教育研究用の資材等の購入もできないということになります。また、さらにおくれますと、国立学校一万七千人の職員の俸給の支払いができないといったようなことになるおそれも考えられます。

以上は歳出面でございますが、なお、歳入面におきましても、付属病院の診療収入等、大体一日六千万円近くございまして、これが一般会計の収入になってしまひまして、特別会計ではそれだけ歳入が減るということになります。また、入学科と授業料といったものの現金収入も一般会計の収入となつたといふような事態が出るわけでありまふ。また、こういうことを避けようといふと、妙なやり繰りをすることになりまして、経理上の点でも問題を残すことになりまふ。したがひまして、やはり年度内にはぜひ成立いたしませんと、各所で非常な不都合が生じてくるということが考えられます。

○成瀬福治君 一般会計から特別会計をおつくりになつたわけですが、特別会計を設けることがいいか悪いかわからぬ議論は省略して、今度一般会計から特別会計に移すことによってどれだけ具体的に学校がよくなるかという点ですが、私は、委員部からいただいてい

る資料を便宜上とらさしていただきまして申し上げてみたいと思ひますが、一般会計からの受け入れ金、こういうものがふえてくることはわれわれもわかるわけですが、借入れ金が十億ほどあるぐらいのこと、ちつともいいような感じがしないわけですが、この特別会計を設けられることによって何か特別な措置をされたことがございましょうか。どういふ具体的な利益がございましょうか。

○政府委員(中尾博之君) いろいろございまして、お話がございましたので、施設の点だけについて簡単に申し上げますと、病院収入によりまして施設を充実していくといひましても、収入は徐々にございまして、その引き当に一時に金が必要になりますので、その間に借り入れ金の制度を設けました。が、今回は初年度でもあり、それは十億円はお話のとおりであります。そのほかには債務負担行為をだいた計上いたしております。これらはいずれも交換、あるいは新規取得のための契約権限がございまして、それらを合わせますと、施設費は、全体で三十八年度百八十九億というベースでございまして、三百億をこすことになりまふ。これらのことがございまして、この特別会計によりまして予算も分かれるのでございまして、むしろそれは結果でございまして、収入、支出、それから資産、負債、これをそれぞれ一般会計より分けまして、独立の経理主体といたします。その関係で、学校関係の収入は、学校の経営のための入つてまいります収入も、それから、あるいはつけかえをするために売つて買ふ、あるいは売つて建て

るといったような操作の間に入つてまいります収入も、一切あげまして一般の収入とは分けまして、特に学校だけの経費に充てる財源である、こういうことに固定されますので、したがつて、その資産が固定される関係上、その収入が固定され、収入が固定される関係上、債務負担行為というものが成り立つてまいることとございまして、全体で、簿価でございまして、二千億ほど現在学校で使つておられる行政財産がございまして、これらが無償で一般会計からこの会計に帰属せられることになりまふ。以後は、これらの施設はこれを処分いたしまして、近代化する、あるいは立休化するといふようなことになりまふ場合、あつてそういう操作の結果はこの会計に入るわけとございまして、その点は、国有財産管理の面からいひましても、相当大きな踏み切つた措置になっております。

○成瀬福治君 私は、中央教育審議会等でいろいろ議論されたとか何とかを、そういうことは一切抜きにしてやらないと、議論をすればきりがございせんから、そうさせていただくわけとございまして、あなたがたのおっしゃる通りに、借入れ金ですね、資金運用部から十億、これはいつかは返さなくちゃならない。それから、国庫債務負担のほうは三十五億ほど見積もられておるうちに承つておりますが、これに對して、これは私は何も特別会計じゃなくたってやれるような感じがするのですよ、もしやればですね。ですから、何か特別なことがなくて、むしろそういうことよりも、非常にみんなが心配しております点は、たとえば付属病院の収入を三十八年度と三十九年度

を比較してみますと、これは一般会計のときもやるから同じじゃないかとおっしゃるならそれまででございますけれども、大体三二%増になつておる。それから、授業料及び入学検定料が三十八年度と三十九年度を比較いたしますと一九%増になつておるわけですが、こういうことは、何か病院関係のほうも、いろいろな意味合いにおいて、使つたものが締められて、もつと付属病院として研究などというところに主点を置かず、もう少し民間のようになふうにだんだんとワケをわけられてきはないだろうか。それから、授業料のほうも、伸びの一九%というのは、なるほど大学の生徒数をふやすといふようなことも考えられておりますが、それは私もわかるわけですが、何か授業料も近々のうちに値上げをしなくちゃならぬといふようなふうになりはしないだろうかといふようなことを心配しておりますが、そうじゃなくて、これはもう生徒数の増だけでこれだけになるんだと、こうなつておるのか、どうでございましょう。

○政府委員(中尾博之君) 御質問の点は、今回の特別会計をつくりまふにあたりまして、文部省側でもその点を一応御心配になり、それから、さらに各学校の御当局に對しまして、十分にこの点の正確な御理解がないことにはいふことで懸念された点でございまして、われわれもたびたびすでに明らかにいたしたところとございまして、その趣旨に従つて申し上げますが、今回の歳入を増徴するといふことのために特別会計をつくつた

のではもちろんございせんし、それから、特別会計をつくりましたことによりましてそういうようなプレッシャーがかかる、あるいはかかるというところを全然意識いたしておるものではございせん。国立学校と申しましても、戦後非常に数が多くなつたわけでありまふ。しかし、その整備は、広いために、予算の点では相当重点として力こぶを入れておりますが、なかなかこれが意にまかせません。しかし、まあいろいろのうわさをつくられ、設備が悪いので批判を受けておるわけですが、何としてもこれはいいものに持つていかなければならないといふことで、その施設あたりも、国有財産の旧軍財産でありますとか、あるいは返還財産でありますとかいふようなものを利用しておられるところもだいたございまして、それらのものも一時使用の形からは固定した体系になつてまいりまして、その実質が大体において固まつてきたように感ぜられましたので、この際にそれらの資産をここに特定する、そして、今後は売つた場合にも、その財産価値だけは学校の会計から流れ出さないようにするといふことが趣旨でございまして、これらの場合には、学校は、その学校のあるべき姿といたしまして充実にしておくとことを考へておるのでございまして、これを収益化するといふことを考へておる次第では決してございせん。真意はそういうことで、幸いにそういうことでもつて明らかにになりましたので、文部省側におきまして、大学側に對してこれなら説明ができるというところで御納得があらまひまして、むしろ最後はそれを要望されたわけでありまふ。

なお、いまの数字の点でございすが、学生から徴収いたします手数料の増加は、これは自然の増加でございまして、人数の増加もございします。それから、過去に行なわれませんでした月謝の引き上げの学年進行など、進んでおりますので、その関係も一部響いていると存じます。

それから、病院のほうの増加でございすが、これは御承知のとおり、医療費の関係が非常に増高いたしております。そのうらはらといたしまして、病院の収入は、これを入るる機関からいいますと、これはふえてまいりますが、現実には、従来よりもこの点は比較的情勢に即して組んだという点はあると存じます。従来でございすと、年度末になりまして予備費を組んだり、あるいは追加予算で追加をお願いしたりして歳出を足したりしたこともございしますが、その裏には自然増収が毎年相当出ておったわけでありまして、それらのものをできるだけ合理的に計上したという点もあると存じます。しかしながら、そのほかに、主たるものは医療費、関係の収入の実績の傾向によるところの増加でございします。

○政府委員(相澤英之君) 病院の収入の点でちょっと補足いたしますと、三十八年の実収入見込みは、十一月までの収入実績をもとにしまして年間見積もり額を出しますと約百五十億円、三十八年度の予算額に対して二十二億円ほどふえる見込みでございします。そこで、この百五十億円を基礎にして、過去三カ年間の平均増加率一五%を乗じて算出したものが三十九年度の予算額となっております。病院収入が増加し

たのは、入院患者の増加等によることはもちろんでありますが、三十七年の十二月及び三十八年三月の薬価基準の改定があったことももちろん影響しております。で、病院の歳入歳出の割合は、大体過去におきまして歳出額の八〇%程度が歳入予算というところになっております。このバランスは三十九年度におきまして変わっておりませんので、無理に歳入をあける努力をしいるというふうな考え方は予算面においても加えておりません。

○成瀬權治君 これはどうも数字がございせんから何とも言いようがないのですが、どうも三十一%増というのことは、いま相澤さんがおっしゃるのを聞いてみれば、まあ二十二億なんだ、これは三十三億に私に議論したいと思ひますから、そういう三十一%増にしたその資料をいただきたい。

それから授業料のほうは自然増だと、こうおっしゃるが、それならば自然増でどれだけふえてきた、あるいはすでに引き上げが完了して、だから交付をやるといふことならば、私は、三十八年度でやれば、三十八年度の歳入が決算においてふえてくるわけですが、それが三十九年度の決算の上にどうなってくるかという点があると思ひますが、どうもこの一九%増というふうなことも納得いたしません。ですから、そういう点についても資料を三十日の朝までにお出しを願っておきたいと思ひますが、これは出ましようね。

○政府委員(中尾博之君) 予算の積算の内訳を詳細に資料をもって御説明いたしたいと思ひます。

なお、ただいまちょっと説明が足りませんでしたが、授業料のほうは去年値上げになっております。学年進行で来年は一学年また上がっていきまして、全部一律に上げませんから、そういう関係も響いております。その点詳細にまた後は資料をもって御説明申し上げます。

○成瀬權治君 もうこれだけできょうは終わります。国有財産が二千五百億ある、こういうんです。そのうちの大体十五億今年度売る、こういうことになっておりますが、これ全部売払ってしまったらたいへんなことになるだろう。一体、国立学校の今度財産移管になりまして売り払える限度というものを押えておみえになっておると思うが、どれくらいございましょう。これも年々一方のほうで設備を強化していくために計画的に売り払わねばならぬとおるのか、それともなかなかうまくいかないだろう。まあどういふような計画と申しましようか、そういうものに立っておられるか、そして限界をどのくらいに押えておられるか。

○政府委員(中尾博之君) 数字は文部省のほうから申し上げることにいたしますが、考え方といたしましては、売るといたしまして、使っておるものもございしますから、必要なものを売るといふことでは決してございせんので、やはり技術革新の関係がございまして、あるいはいろいろな施設が市街地化して、教育目的の上からいって、これを時価で換価して、もっと充実したものにしてははうがよろしい、あるいは場合によっては、もっと閑静

なところへ移したほうがよろしい、そういうようなそれぞれの事情に依りまして処分が可能である。しかし、大体においては、それに代替する施設をまた必要とするといったような性質のものでございします。そういうようなものを財源に当てにしておるということもございします。それが従来でございしますと、現金にかわった瞬間に一般会計の普通財源になってしまふものですか、特定されません。それで、特定されませんので、また、そういうことを合理化するほうの努力もとかく消極的になりがちでございします。そういう点は今度学校そのものにまた戻るといふことになりまして、全体の姿はどの程度になるかというこの目安は、なおこの制度が発足いたしましたから、これを慣熟いたしましてまいりますと、これをいろいろ御利用なさる向きがこれを発展さしていかれるものと思ひます。しかし、ただいま申し上げましたように、学校はちゃんとやっておるわけですから、お使いになっておるのが大部でございします。それらのものを端から売ってしまうというものでは決してございせん。おのずから限度があると存じます。

○政府委員(安嶋彌君) 国立学校の財産の処分可能額でございしますが、これは実は今後の問題でもございします。で、正確に評価は私もいたしております。しかしながら、いま一例を申し上げますと、たとえば福岡学芸大学でございしますが、これを赤間地区へ統合いたしておるわけでございます。統合が完了いたしますならば、現在の福岡、これは久留米、田川等におきます施設があくわけでございますして、そ

いったものが今後の財源になるわけでございます。その他この種のもものは幾つかあるわけでございますが、そういったものが締めて幾らになるかというふうな評価は、実はまだいたしておりません。

それから、現在、統合計画が大体どの位立っているものについては、これは評価をすることは可能なわけでございしますけれども、今後新たに統合計画が立つというものもあるわけでございまして、そういう不確定要素が非常に多いことになりまして、将来の処分可能額という点になりますと、具体的に幾ら幾らと申し上げかねるわけでございます。

○成瀬權治君 これでやめると言つてから立ちますのはおかしいわけでございしますが、タコ足みたいにならぬようにみんな中で財産処分しながら施設を強化しなければならぬというふうな押し込められてまいりますと、おのずからそこには施設強化をするということ、片一方は財産を売らなければならぬということと統合するとか、あるいはいままでの演習林を持っていたものを売っていかねばならぬというふうな、自分の足を食つていかなくちやならぬというふうなところに、何と言つたって、文部省は大蔵省に比べたら、さいふを握っておるほうと、頭を下げて使わしてもらはうですから、弱いわけですよ。おまえのほうでやればいいことじゃないか、こういうことが起きやしないかというのを実は心配しておりますが、そういう心配はないものでしょうか。

○政府委員(中尾博之君) 財産を売りまして、それを財源に充てております

いまするし、それらのものはまた千億をこえる金としまして、ことしも一般会計へ計上されておるわけでございます。それらのものは今後十分に予算でもって御批判を願います。一般会計についてごらんになって御批判を願います。特別会計をごらんになっていただいてもわかるわけでございます。それらのこともございまして、われわれ財政当局といたしましては、そういうような新たな手段を加えたからと申しまして、財政上許される限りの努力をここでもってそちらに転嫁するというような気持ちは決してございません。今後の需要というものは、なお相当熾烈なものがあることを予想しておるわけであります。現状におきましても、施設その他が非常にまだ行き届いておらない、病院あたりも非常に設備が悪いというのがもうすでに定評でございます。まして、これらを促進してまいるといふこととございまして、一般会計をもつていたしますところの努力は、従来にも増して、今後も実情にに応じてできるだけの努力をいたします。それになお加えまして、それをさらに促進するという措置がさらに必要であるといふのがわれわれの判断でございまして、それでこの付加的ないろいろな方法をごにこに動員いたした次第でございます。

○成瀬頼治君 私は議論をしたって切りがございません。この十億いま現に売り払われる予定のところ十五億というものを一応見積もってお見えになります、これは資料でひとつお出しを願っておきまして、あと、ひとつそのことに関連して、また、いま中尾さんが言われたことが、どうも外交辞令が

じやないかということについて、もう
一べんあらためて議論してみたいと思
いますので、資料をお出し願いたいと
思います。

○政府委員（中尾博之君） 御要望の資
料につきましては、調製いたしました。
て、後日提出いたしたいと存じます。
○委員長（新谷實三郎君） それでは、
本日の質疑はこの程度にとどめておき
ます。

次回の委員会は、明日午前十時開会
いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後七時二十六分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件を付
託された。

（予備審査のための付託は二月三日）
一、日本開発銀行法の一部を改正す
る法律案

日の委員会は、明日午前十時開会
します。
日はこれにて散会いたします。
午後七時二十六分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

予備審査のための付託は二月三日、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

昭和三十九年四月七日印刷

昭和三十九年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局